

IV 条例・規定・要領等

札幌市危機管理基本指針

平成 17 年 3 月 制 定

平成 20 年 6 月 一部改正

平成 28 年 10 月 一部改正

令和 4 年 4 月 一部改正

令和 6 年 3 月 全部改正

札 幌 市

【目次】

第1章 総則	1
1 目的	1
2 指針の位置付け	1
3 定義	2
(1) 危機	2
(2) 危機管理	2
第2章 基本的な対策	3
1 事前対策	3
(1) 危機の把握と予防	3
(2) 計画・マニュアル等の整備	3
(3) 訓練・研修等の実施	3
(4) 関係機関等との連携強化	3
(5) 市民との情報共有	3
2 応急対策	4
(1) 情報の収集・共有	4
(2) 市民の安全確保	4
(3) 応急対策の実施	4
(4) 市民への情報提供	4
3 事後対策	5
(1) 復旧・復興	5
(2) 被災者の支援	5
(3) 検証・評価	5
第3章 平常時の危機管理	6
1 組織体制	6
(1) 札幌市防災会議	6
(2) 札幌市国民保護協議会	6
(3) 感染症危機事象における体制	7
(4) 札幌市危機管理会議	7
(5) 統括危機管理責任者	8
(6) 危機管理監	8
(7) 危機管理責任者	8

2 危機マネジメントシステム	9
第4章 危機事象発生時の危機管理	10
1 組織体制	10
(1) 警戒配備	10
(2) 雪害対策本部	11
(3) 緊急災害対策実施本部	12
(4) 災害対策本部	12
(5) 武力攻撃等における体制	13
(6) 感染症危機事象における体制	13
2 職位ごとの役割・責務	14

第Ⅰ章 総則

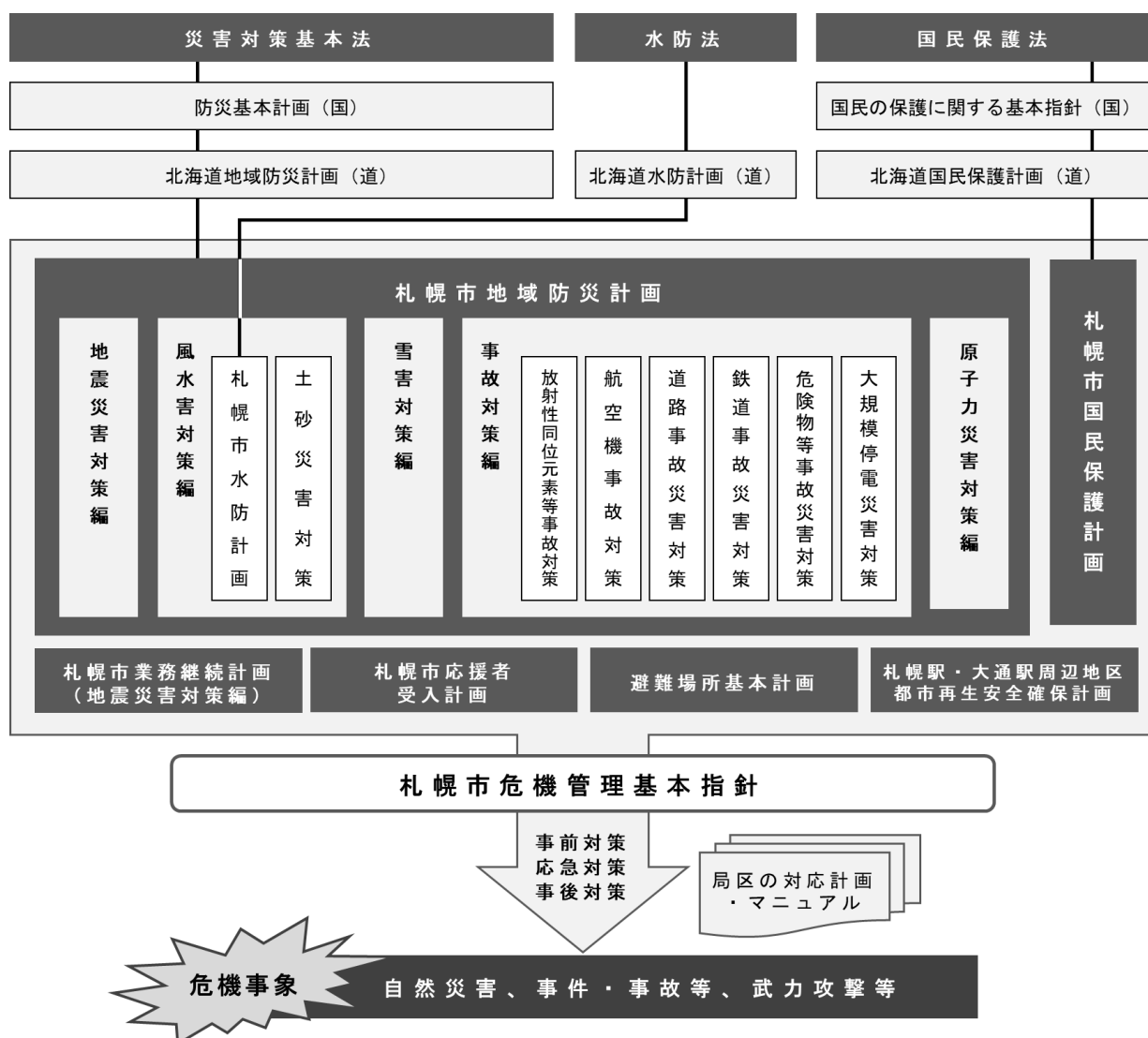
Ⅰ 目的

本指針は、札幌市における危機管理に関する基本事項を定めることにより、全職員が共通認識を持って危機事象に備え、事前対策や体制の整備を計画的に進めるとともに、あらゆる危機事象に迅速かつ効果的に対処し、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とします。

2 指針の位置付け

この指針は、「札幌市地域防災計画」及び「札幌市国民保護計画」その他の計画に基づき危機事象に対応するにあたっての、危機管理体制や基本的な事前・応急対策等を示した指針です。

指針の内容については、警戒配備基準の見直しがあった場合等のほか、必要に応じて見直しを行っていきます。



3 定義

(1) 危機

この指針における「危機」とは、「市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態」をいい、具体的には以下のものを想定しています。

ア 自然災害

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる危機事象

イ 事件・事故等

原子力災害、事故（放射性同位元素等の漏えい事故、航空機事故、道路事故、危険物等の漏えいや爆発、大規模停電等）、感染症等に起因する危機事象

ウ 武力攻撃等

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）で定める「武力攻撃事態」、「武力攻撃予測事態」及び「緊急対処事態」

武力攻撃事態：	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態：	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
緊急対処事態：	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

(2) 危機管理

「危機管理」とは、発生しうる危機事象を想定して、これを回避し、又は被害を軽減するための事前対策を行い、また、危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市民の安全を確保し、被害を最小限にとどめ、影響の拡大を防止するための応急対策を実施し、事態の収拾と市民生活の回復を図ることをいいます。

第2章 基本的な対策

I 事前対策

市は、平常時から、危機事象を想定し、危機の予防に取り組むとともに、応急対策を迅速かつ効果的に実施するための備えに万全を期すよう努めます。

(1) 危機の把握と予防

所管する業務に関連し、様々な危機事象を想定してその予防に努めるとともに、市民や職員、所管施設等への被害を軽減するために必要な対策を実施します。

(2) 計画・マニュアル等の整備

応急対策を含む非常時優先業務（災害時に発生する業務と通常業務のうち優先度の高い業務）を円滑に遂行できるよう、想定される危機事象に関する対応計画及びマニュアル等を整備し、緊急時における役割分担や対応手順を定めるほか、情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための情報連絡体制を整備します。

(3) 訓練・研修等の実施

職員が危機事象発生時における役割や行動を理解し、十分な知識・技術を習得できるよう、実践的な訓練・研修を企画し、実施します。

また、緊急時に効果的に対応できるよう、危機管理に関する計画や情報連絡体制、設備、資機材等を点検・確認し、必要な改善を行います。

(4) 関係機関等との連携強化

危機事象発生時に円滑な協力のもと応急対応を実施できるよう、平常時から関係機関等との連携を図り、必要な協力体制の強化に努めます。

(5) 市民との情報共有

危機事象に対しては、行政と市民、事業者等が協力して危機に備え、一体となって対応することが不可欠であることから、様々な機会を捉えて危機管理に関する情報を積極的に発信し、危機管理に関する理解の促進と意識の高揚に取り組みます。

2 応急対策

市は、危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合には、直ちに情報収集を行い、被害及び影響を最小限に抑えるための応急対策を実施します。

(1) 情報の収集・共有

危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに情報収集活動を実施し、危機事象の様相、被害の現状と拡大可能性のほか、市民生活への影響等について、情報を収集・整理します。

また、収集・整理した情報は、速やかに危機管理局をはじめ関係局区及び関係機関等に伝達し、情報の共有化を図ります。

(2) 市民の安全確保

危機事象の発生直後又は発生するおそれがある場合には、市民の生命及び身体を守ることを最優先事項として、被災者の救助・救出、避難誘導、被害の拡大防止措置等、必要な対策を迅速に実施します。

(3) 応急対策の実施

応急対策に必要な体制を確保して迅速かつ機動的に初動対応に当たり、被害の拡大等により全庁的な対応が必要な場合には、災害対策本部を設置するなど、状況に応じた組織体制に移行します。

また、応急対策に当たっては、関係機関と密接に連携し、必要に応じて自衛隊や他の自治体、事業者等に応援を要請します。

(4) 市民への情報提供

混乱や不安の拡大を防ぎ、市民が正確な状況を理解して適切な行動をとることができ、また、被災者が必要な支援を受けることができるよう、被害状況や二次災害の危険性、応急対策の実施状況のほか、避難所や救援物資等、市民が必要とする情報を、あらゆる広報手段を活用して速やかに提供します。

3 事後対策

危機の収束後、市は、都市機能の復旧や市民生活の回復、地域経済の復興のために必要な措置を講じるとともに、事前対策及び応急対策の検証・評価と改善を行います。

(1) 復旧・復興

危機の収束後は、関係機関等と協力するとともに、必要に応じて他の自治体等の応援を得ながら、ライフラインや道路をはじめとする都市機能及び公共施設の復旧や、市民生活の回復、地域経済の復興を速やかに進めるため、必要な措置を講じます。

(2) 被災者の支援

被害を受けた市民の生活の安定や心身の健康維持、住宅の確保及び再建等のほか、事業者の復興のために必要な支援策を速やかに講じ、市民生活や地域経済の安定化と早期回復を図ります。

また、被災者支援に当たっては、全ての被災者が必要な支援を受けることができるよう、支援策について広く周知するとともに、関係機関等と協力しながら、相談・支援体制を整備します。

(3) 検証・評価

危機事象による被害・影響や市の対応について整理するとともに、事前対策及び応急対策の検証及び評価を行い、計画やマニュアル、訓練・研修内容の見直し等、事前対策の改善策を講じます。

第3章 平常時の危機管理

I 組織体制

(1) 札幌市防災会議

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、地域防災計画の作成や推進のため設置する会議です。

組織及び所掌事務は、札幌市防災会議条例（昭和 38 年 3 月 9 日条例第 1 号）で定めており、委員の定数は 70 人以内で、以下の事項を所掌します。

- ア 札幌市地域防災計画の作成及び推進
- イ 札幌市水防計画に関する調査審議
- ウ 市長の諮問に応じた防災に関する重要事項の審議
- エ ウの重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- オ 上記のほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

【札幌市防災会議の構成】

会 長：市長

委 員：・指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者（第 1 号）
・陸上自衛隊の部隊又は機関の長（第 2 号）
・北海道の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者（第 3 号）
・北海道警察の警察官のうちから市長が委嘱する者（第 4 号）
・市長がその部内の職員のうちから指名する者（第 5 号）
・教育長（第 6 号）
・消防長及び消防団長（第 7 号）
・指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者（第 8 号）
・前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認める者（第 9 号）

(2) 札幌市国民保護協議会

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 39 条第 1 項の規定に基づき、国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため設置する協議会で、以下の事項を所掌します。

組織及び運営については、札幌市国民保護協議会条例（平成 18 年 3 月 31 日条例第 7 号）で定めており、委員の定数は 65 人以内です。

- ア 市長の諮問に応じて札幌市における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。
- イ アの重要事項に関し、市長に意見を述べること。

【札幌市国民保護協議会の構成】

会 長：市長

委 員：次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- ・札幌市を管轄する指定地方行政機関の職員（第１号）
- ・自衛隊に所属する者（任命に当たって防衛大臣の同意を得た者）（第２号）
- ・北海道の職員（第３号）
- ・副市長（第４号）
- ・教育長及び消防長又はその指名する消防吏員（第５号）
- ・札幌市の職員（前２号に掲げる者を除く。）（第６号）
- ・札幌市において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員（第７号）
- ・国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者（第８号）

(3) 感染症に起因する危機事象における体制

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び関連する法律並びに札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画等に基づく体制により対応します。

(4) 札幌市危機管理会議

札幌市における危機管理施策を総合的に推進するため、次に掲げる事項について、調査、審議等を行う会議で、事務局を危機管理局に置きます。

また、危機管理会議の付議事案について事前に調査、審議等を行うため、幹事会を置きます。

ア 札幌市防災会議の審議事項等に係る関係部局間の連絡調整等及び札幌市地域防災計画の運用に関し必要な事項

イ 札幌市国民保護協議会の審議事項等に係る関係部局間の連絡調整等及び札幌市国民保護計画の運用に関し必要な事項

ウ 上記のほか、危機管理施策に関する関係部局間の連絡調整及び方針の決定

エ 庁内の危機管理体制の充実強化に関し必要な事項

オ その他危機管理施策に関し必要な事項

【札幌市危機管理会議及び幹事会の構成】

危機管理 会議	議 長：危機管理局を担当する副市長
	副議長：危機管理監
	委 員：会計室長、危機管理監、総務局長、デジタル戦略推進局長、まちづくり政策局長、財政局長、市民文化局長、スポーツ局長、保健福祉局長、子ども未来局長、経済観光局長、環境局長、建設局長、下水道河川局長、都市局長、交通局長、水道局長、病院局長、消防局長、区長、教育長、危機管理局担当の副市長が指名する局長に準ずる職員

幹事会	幹事長：危機管理部長 幹 事：会計室次長、行政部長、スマートシティ推進部長、政策企画部長、財政部長、地域振興部長、スポーツ部長、保）総務部長、子ども育成部長、産業振興部長、環境事業部長、建）総務部長、下）経営管理部長、市街地整備部長、事業管理部長、水）総務部長、病）経営管理部長、消）総務部長、市民部長、生涯学習部長
-----	--

(5) 統括危機管理責任者

危機管理局を担当する副市長は、統括危機管理責任者として、危機管理に係る取組の目標及び重点的に取り組むべき項目を定めるとともに、取組について必要な指示を行います。

(6) 危機管理監

危機管理監は、札幌市全体の危機管理を総括するとともに、危機管理責任者が実施する取組を評価し、統括危機管理責任者に報告します。

また、危機管理監は、危機事象が発生し又は発生するおそれがある場合には、市長及び副市長を補佐し、市長及び副市長の指示のもと、局区長その他の職員を指揮監督します。

(7) 危機管理責任者

局区の長は、危機管理責任者として、統括危機管理責任者の下、所管局区における事前対策を推進します。

また、危機管理に係る取組及び訓練・研修の実施や改善の結果等について、危機管理監を通じ、統括危機管理責任者に報告します。

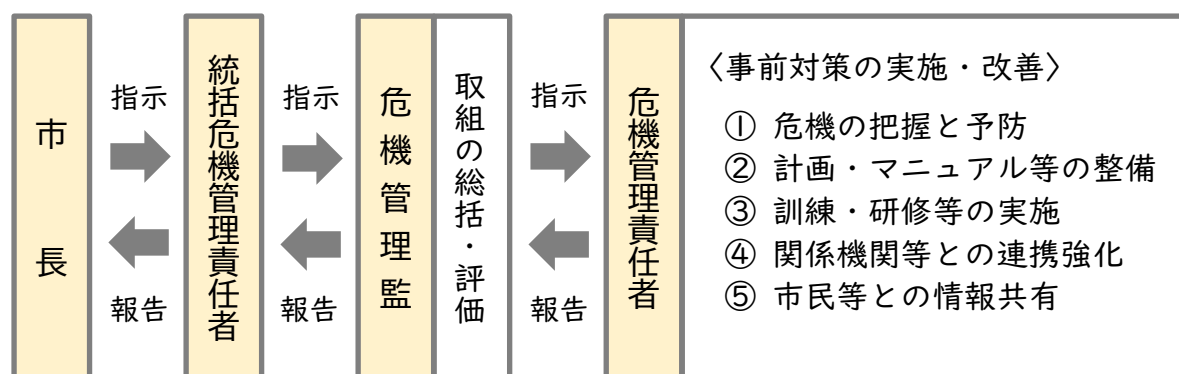
2 危機マネジメントシステム

危機管理に係る事前対策の実行性を確保するため、事前対策の取組状況を把握・評価し、また、問題点を抽出して必要な見直しを進めるための手法として、「危機マネジメントシステム」を運用します。

危機マネジメントシステムでは、危機管理責任者が自ら、想定される危機の把握と予防に努め、危機管理体制の整備や訓練等を実施するなど、事前対策に取り組むとともに、対策の実効性について自ら検証・見直しを行います。

危機マネジメントの運用について必要な事項は、「札幌市危機マネジメントシステム要綱」で定めます。

【危機マネジメントシステムの概要】



第4章 危機事象発生時の危機管理

I 組織体制

(1) 警戒配備

以下の基準に該当する場合は、関係局区による警戒配備体制をとります。

警戒配備に当たる関係局区は、気象情報及び災害情報等の収集伝達、防災関係機関との連絡調整、災害危険地域等の警戒巡視、災害応急対策を実施するとともに、札幌市災害対策本部が設置された場合に備えます。

【警戒配備の基準】

危機事象	基 準
地震	本市域内で震度4の地震が発生した場合
風水害	次のいずれかに該当する場合 ・札幌市に大雨若しくは暴風に関する気象警報（気象業務法施行令（昭和27年政令第471号。以下「政令」という。）第4条に規定する気象警報をいう。以下同じ。）又は洪水警報（同条に規定する洪水警報をいう。以下同じ。）が発表された場合 ・札幌市に大雨若しくは強風に関する気象注意報（政令第4条に規定する気象注意報をいう。以下同じ。）又は同条に規定する洪水注意報が発表され、かつ、石狩地方に大雨、洪水、強風、低気圧又は台風に関する情報が発表された場合で、相当の大雨、洪水又は強風になると予想されるとき
雪害	次のいずれかに該当する場合 ・札幌市に大雪又は暴風雪に関する気象警報が発表された場合 ・札幌市に大雪又は風雪に関する気象注意報が発表された場合で、降雪予測以上の降雪があり、相当の積雪となると予想されるとき
原子力災害	次のいずれかの発生通報を受けた場合 ・情報収集事態（泊村において震度5弱又は5強の地震が発生した事態をいう。） ・警戒事態（後志管内で震度6弱以上の地震の発生や大津波警報の発表があった場合等をいう。） ・施設敷地緊急事態（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条第1項の規定に基づき通報義務のある事態）
放射線同位元素等事故	市内で次のいずれかに該当する事象が発生した場合（施設敷地緊急事態に該当する場合を除く。） ・放射線施設等で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・放射線施設等又はその他の場所から放射線が検知された場合 ・放射性物質等を輸送中に事故が発生した場合 ・放射性物質等の敷地外への放置又はばらまき等が発見された場合 ・放射線障害が発生した場合 ・上記以外の放射線に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
航空機事故	市内で航空機の墜落等により、死傷者が発生し、又は発生するおそれがある場合
道路事故	市内で次のいずれかに該当する事象が発生した場合 ・交通事故等による死者及び負傷者の合計が15名以上になると予想される場合 ・トンネル、橋りょう等の崩落、落下等により相当の被害が予想される場合 ・大規模なトンネル火災が発生した場合 ・道路上へ危険物、毒劇物等が大量に流出し、被害が拡大するおそれがある場合 ・上記以外の社会的な影響の大きい事故災害が発生した場合

危機事象	基 準
鉄道事故	市内で鉄道事故により死傷者が発生し、又は発生するおそれがある場合
危険物等 事故	市内で次に掲げる危険物等に係る事故が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・危険物等の製造、取扱い、貯蔵、販売等を行う事業所、施設等における危険物等の漏出、爆発、炎上等の発生 ・危険物等積載車両の事故による危険物等の漏出、爆発、炎上等の発生
大規模停電	市内で次のいずれかに該当する事象が発生した場合 ・市内でおおむね 10,000 戸以上の停電が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・社会的な影響の大きい大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・大規模停電災害が発生し、これが長期に及ぶおそれがある場合
その他	上記のほか、災害により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合

【警戒配備を行う局区】

	危機 管理 局	総 務 局	デ ジ タ ル 戦 略 推 進 局	市 民 文 化 局	保 健 福 祉 局	子 ど も 未 来 局	環 境 局	建 設 局	下 水 道 河 川 局	都 市 局	交 通 局	水 道 局	消 防 局	区	教育委員会事務局
地震	○	○	○		○			○	○	○	○	○	○	○	
風水害	○	○	○		○	○		○	○	○	○		○	○	
雪害	○	○		○	○	○	○	○			○		○	○	○
原子力災害	○	○			△	△	△		△			△	△	△	△
放射線同位 元素等事故	○	○			○		○	○	○			○	○	○	
航空機事故	○	○			○		○	○	○				○	○	
道路事故	○	○			○			○	○				○	○	
鉄道事故	○	○			○		▲	▲	▲			▲	○	○	
危険物等事故	○	○			○		○	○	○			○	○	○	
大規模停電	○	○	○		○		○	○	○			○	○	○	
その他	市長が指定する局														

※△は、警戒事態又は施設敷地緊急事態の場合に警戒配備を行う局。

※▲は、化成品に係る事故が発生した場合に警戒配備を行う局。

(2) 雪害対策本部

大雪により、市民生活への甚大な影響や被害が発生し又は発生するおそれがある場合にあって、組織横断的な応急対策が必要となったときは、以下の関係局から構成される「札幌市雪害対策本部」を設置します。

【雪害対策本部の関係局】

危機管理局、総務局、市民文化局、保健福祉局、子ども未来局、経済観光局、環境局、建設局、交通局、消防局、教育委員会事務局

(3) 緊急災害対策実施本部

危機事象（武力攻撃事態等を除く）が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、その状況等からみて特に早期に災害対策を実施する必要があると認めるときは、緊急災害対策実施本部を設置し、必要な応急対策を実施します。

(4) 災害対策本部

以下のいずれかに該当する場合は、「札幌市災害対策本部」を設置します。

ア 本市域内で震度５弱以上の地震が発生した場合

イ 札幌市に、気象警報又は洪水警報が発表され、市長が総合的な災害対策を実施する必要があると認める場合

ウ 札幌市に、気象特別警報（政令第５条に規定する気象特別警報をいう。）が発表された場合

エ 北海道電力(株)泊発電所に関して、内閣総理大臣が、原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第１５条第２項に規定する原子力緊急事態宣言をした場合又は市長が総合的な原子力災害対策を実施する必要があると認める場合

オ 本市域内で大規模な火災、爆発その他の重大な災害が発生し、市長が総合的な災害対策を実施する必要があると認める場合

また、災害対策本部が設置された場合、災害対策本部長（市長）は、下記の種別を指定して職員の「非常配備」を指令します（ただし、札幌市内で震度５弱以上の地震が発生し災害対策本部が設置された場合は、非常配備の指令があったものとみなします）。

【非常配備基準】

種 別	基 準	参集職員
第１非常配備	次のいずれかに該当する場合 ・本市域内で震度５弱の地震が発生した場合 ・札幌市に気象警報又は洪水警報が発表され、局地的に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・本市域内で大規模な火災、爆発その他の重大な災害が発生した場合	各局区職員の ３分の１以上
第２非常配備	次のいずれかに該当する場合 ・本市域内で震度５強の地震が発生した場合 ・複数の区の区域で相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・札幌市に気象特別警報が発表された場合	各局区職員の ３分の２以上
第３非常配備	次のいずれかに該当する場合 ・本市域内で震度６弱以上の地震が発生した場合 ・本市域の全域に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・北海道電力(株)泊発電所に関して、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言をした場合又は市長が総合的な原子力災害対策を実施する必要があると認める場合	全ての職員

(5) 武力攻撃等における体制

ア 情報連絡室・緊急事態連絡室

事態認定につながる可能性があると考えられる事態が発生した場合、そのような事態が発生する恐れがあるとの通報若しくは通知を受けた場合又は国から道を通じて警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合は、危機管理局に情報連絡室を設置し、情報収集を行うとともに、各方面との連絡調整に当たります。

また、全局区による対応が必要な場合は、市としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置します。

イ 札幌市国民保護対策本部

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態において、国民保護法第 25 条第 2 項の規定により、市長が市町村国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受けた場合に、「札幌市国民保護対策本部」を設置します。

ウ 札幌市緊急対処事態対策本部

緊急対処事態において、市長が市町村緊急対処事態対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受けた場合に、「札幌市緊急対処事態対策本部」を設置します。

(6) 感染症危機事象における体制

感染症に係る危機事象については、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び関連する法律並びに札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画等に基づく体制により対応します。

2 職位ごとの役割・責務

職位	主な役割・責務
市長	・本部組織の責任者として、市全体の危機対応を総括し、対処方針を明示するとともに、対応の優先順位を決定する。 ・危機事象の状況に応じて必要な範囲で、副市長、危機管理監その他職員の中から、危機対応に係る責任者を指名する。
副市長	・本部組織の副本部長として、担当分野の専門的見地から市長を補佐する。 ・市長に事故がある場合、市長の職務を代理する。
危機管理監	・市長及び副市長を補佐し、その指示のもと、局区長その他の職員を指揮監督する。 ・本部組織の事務局長として、事務局の事務を総括する。 ・被害状況及び各局区の対応について情報を集約し、市長及び副市長に報告する。 ・市全体の対処方針及び対応の優先順位に係る案を策定する。 ・市全体の応急対応に係る総合調整を行う。
局区長	・局区の責任者として、局区における対処方針を明示するとともに、具体的対応の優先順位を決定する。 ・局区の危機対応について、各部長等の指揮監督を行う。 ・市長、副市長及び危機管理監に対し、被害及び対応の状況について報告する。
部長	・局区長を補佐し、局区の部門責任者として、所管部門における危機対応業務の指揮監督を行う。 ・局区長に対し、所管部門に係る被害及び対応の状況について報告する。
課長	・危機事象の情報を収集、分析し、所管業務における危機対応の立案を行う。 ・所管課の責任者として、所属職員が実施する危機対応の指揮監督を行う。 ・職員の交替体制を整備し、適切な休養を確保するなど、危機対応に当たる所属職員の労務管理を行う。

平成 28 年 12 月 20 日
町田副市長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市の危機マネジメントシステム（以下「システム」という。）に関し、基本的な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 局等 札幌市事務分掌条例第 1 条に規定する局及び会計室、交通局、水道局、病院局、消防局、区、教育委員会事務局、市選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び議会事務局をいう。
- (2) 危機 市民の身体、生命及び財産に重大な被害を生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態のうち、次に掲げる事態をいう。
 - ア 自然災害
 - イ 市民生活に重大な影響を及ぼす事件・事故等
 - ウ 武力攻撃事態等
- (3) 市民等 市民、企業、住民団体（町内会、自主防災組織等）、NPO等をいう。

(運営対象)

第 3 条 システムの運営対象は、各局等の危機への対応に関する業務とする。

(組織)

第 4 条 システムを運営するための組織については、次のとおりとする。

- (1) 統括危機管理責任者（以下「統括責任者」という。）は、危機管理局を所管する副市長をもって充てる。
- (2) 危機管理責任者（以下「責任者」という。）は、局等の長（危機管理局にあっては危機管理監）をもって充てる。
- (3) システム運営の事務は危機管理局が行い、危機管理監がこれを総括する。

(対応策及びマニュアルの策定)

第 5 条 責任者は、札幌市地域防災計画等に規定される災害予防及び応急対策に係る業務について、対応策を定めるものとする。

- 2 責任者は、前項で定めた対応策ごとに、マニュアル等を策定するものとする。
- 3 責任者は、第 1 項の業務以外に、局等の所管業務における危機を把握した場合は、その対応策を定めるとともに、マニュアル等を策定するものとする。
- 4 統括責任者は、札幌市全体のマニュアル等策定の進捗状況の管理を行うものとする。

(情報収集・連絡体制の整備)

第 6 条 責任者は、危機が発生したときに備え、平素から、緊急時における情報収集・連絡体制を整備するものとする。この場合、各局等及び関係機関等と必要な連絡調整に努めるものとする。

(訓練研修の実施)

第7条 責任者は、危機管理に関する意識改革と対応力の向上を図るため、職員に対し必要な訓練研修（以下「訓練等」という。）を実施するものとする。

2 責任者は、前項の訓練等の内容を明記した訓練計画を定め、危機管理監に報告するものとする。

（市民等への意識啓発）

第8条 責任者は、市民等に対し危機管理意識の高揚及び本市が行う危機管理対策への理解及び協力を得るため、積極的に啓発活動を実施するものとする。

（取組目標等の設定）

第9条 統括責任者は、年度取組目標を定めるほか、責任者が重点的に取り組むべき項目を指定することができる。

2 責任者は、前項の取組目標並びに災害時対応に係る所管局等の課題を踏まえ、危機対応力向上のために取り組むべき項目を設定する。

（実施結果等の評価及び改善）

第10条 責任者は、第7条の訓練計画に基づく訓練等、第9条で設定した項目の実施結果等について自ら評価を行い、その結果、不十分な事項が認められる場合は、改善を図るものとする。

2 責任者は、前項で実施した評価及び改善の結果を、危機管理監に報告するものとする。

3 危機管理監は、各責任者から報告を受けた取組結果等について評価を行い、その結果を統括責任者に報告するものとする。

4 統括責任者は、前項の報告に基づき、危機管理監及び責任者に対して必要な指示を行うことができる。

（市長による指示等）

第11条 統括責任者は、毎年1回、システムの運用状況に関して市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の報告を受け、緊急時対応の結果、取組の実施状況、その他危機管理上の課題等を踏まえ、統括責任者に対して必要な指示を行うことができる。

（連絡調整）

第12条 統括責任者及び責任者は、システムの運用に関して、相互に必要な連絡調整に努めるものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、システムの運営管理に関し必要な事項は、危機管理監が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年12月20日から施行する。

2 札幌市危機マネジメントシステム要綱（平成16年6月23日田中副市長決裁）を廃止する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年６月９日から施行する。

3 札幌市防災会議条例

(危機管理局)

昭和 38 年 3 月 9 日

条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、札幌市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 札幌市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 32 条第 1 項に規定する水防計画に関し調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 陸上自衛隊の部隊又は機関の長
- (3) 北海道の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (4) 北海道警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 教育長
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認める者

6 委員の定数は、70 人以内とする。

7 第 5 項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事若干名を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が委嘱する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、会長、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 防災会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会所属の委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 防災会議の庶務は、危機管理局において行う。

(議事等)

第8条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(以下省略)

附 則 (令和4年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

4 札幌市防災会議運営規程

(危機管理局)

昭和 38 年 8 月 6 日
第 1 回札幌市防災会議議決

(目的)

第 1 条 札幌市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）及び札幌市防災会議条例（昭和 38 年札幌市条例第 1 号）に定めるもののほか、この規定の定めるところによる。

(会長の職務代理)

第 2 条 防災会議の会長（以下「会長」という。）に事故があるときは、防災会議委員（以下「委員」という。）である札幌市副市長がその職務を代理する。

(防災会議の招集)

第 3 条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができるものとする。

(代理出席)

第 4 条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(議事)

第 5 条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

(会長の専決処分)

第 6 条 防災会議の権限に属する事務のうち、札幌市地域防災計画に係る軽微な修正に関することについては、会長において、これを処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、会長は、次の会議に報告しなければならない。

(決定事項の記録)

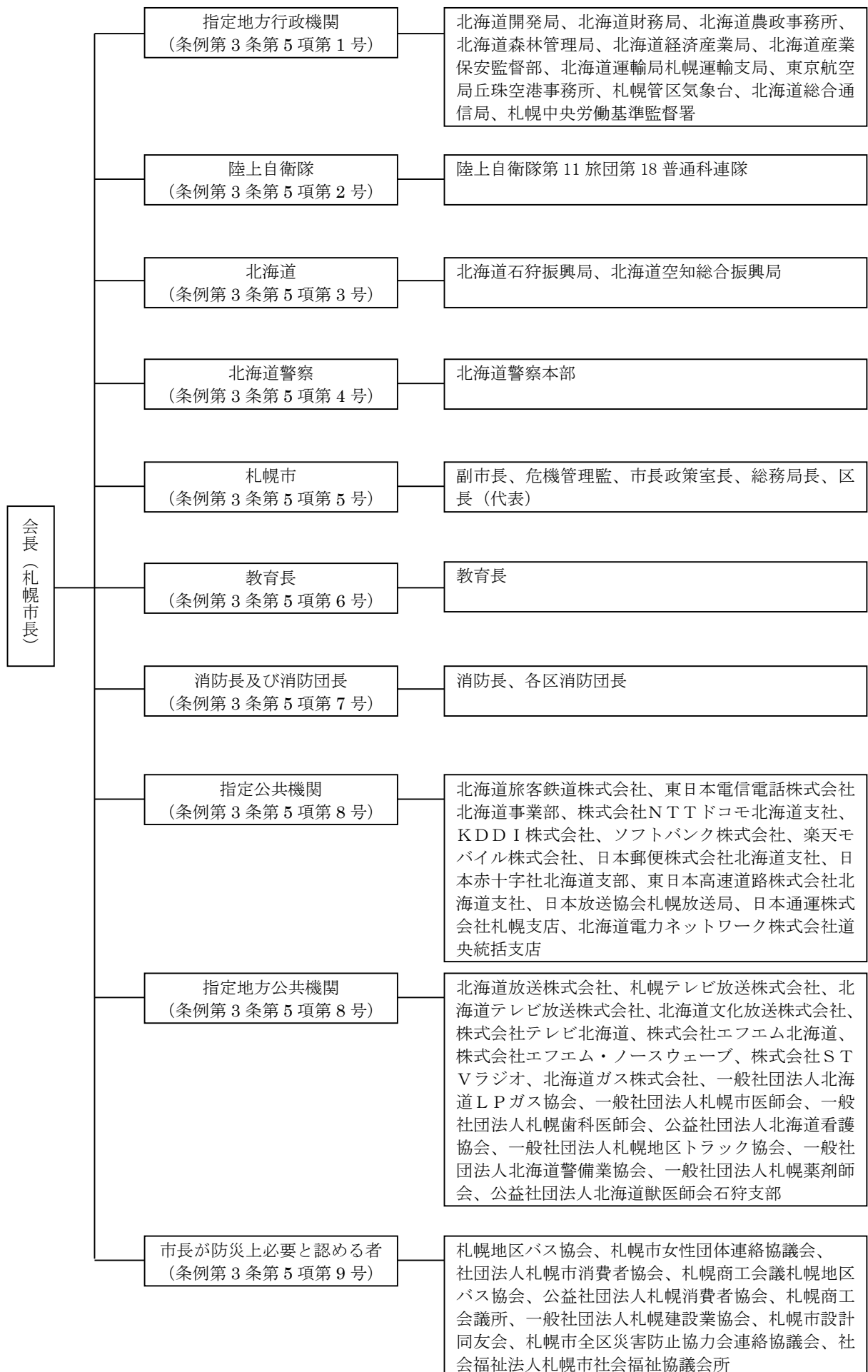
第 7 条 防災会議において決定した事項などの記録、その他の庶務は、危機管理対策室において行うものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 3 月 21 日より施行する。

5 札幌市防災会議組織図

(危機管理局)



6 札幌市防災会議委員一覧

(危機管理局)

機 関 名	防災会議委員	防災会議幹事	地震対策部会委員
北海道開発局	札幌開発建設部長	防災課長	札幌開発建設部長
北海道財務局	総務部長	総務課長	
北海道農政事務所	地方調整官（札幌）	札幌地域拠点農政推進官	
北海道森林管理局	総務企画部長	企画課長	
北海道経済産業局	総務企画部長	総務課長	
北海道産業保安監督部	企画調整官	管理課長	
北海道運輸局札幌運輸支局	支局長	首席運輸企画専門官	
東京航空局丘珠空港事務所	空港長	管理課長	
札幌管区气象台	気象防災部長	地域防災推進課長	気象防災部長
北海道総合通信局	防災対策推進室長 （総合通信調整官）	防災対策推進室課長補佐	
札幌中央労働基準監督署	署長	安全衛生課長	
陸上自衛隊第11師団第18普通科連隊	連隊長	副連隊長	連隊長
北海道石狩振興局	地域政策部長兼危機対策室長	地域政策課主幹（危機対策）	地域政策部長兼 危機対策室長
北海道空知総合振興局	副局長	札幌建設管理部事業室長	
北海道警察本部	警備部長	札幌方面中央警察署長	警備部長
		札幌方面東警察署長	
		札幌方面西警察署長	
		札幌方面南警察署長	
		札幌方面北警察署長	
		札幌方面白石警察署長	
		札幌方面豊平警察署長	
		札幌方面厚別警察署長	
		札幌方面手稲警察署長	
札幌市	副市長		副市長（部会長）
	危機管理監	危機管理局危機管理部長	危機管理監
	市民文化局長	市民文化局地域振興部長	市民文化局長
			総務局長
			代表幹事区長
			まちづくり政策局長
			財政局長
			保健福祉局長
			子ども未来局長
			環境局長
			経済観光局長
			下水道河川局長
			建設局長

機 関 名	防災会議委員	防災会議幹事	地震対策部会委員
			都市局長
			交通局長
			水道局長
			病院局長
札幌市教育委員会	教育長	生涯学習部長	教育長
札幌市	消防長（消防局長）	消防局警防部長	消防長（消防局長）
札幌市中央消防団	団長		代表幹事団長
札幌市北消防団	団長		
札幌市東消防団	団長		
札幌市白石消防団	団長		
札幌市厚別消防団	団長		
札幌市豊平消防団	団長		
札幌市清田消防団	団長		
札幌市南消防団	団長		
札幌市西消防団	団長		
札幌市手稲消防団	団長		
北海道旅客鉄道株式会社	安全推進部長	安全推進部課長	
東日本高速道路株式会社北海道支社	札幌管理事務所長	工事担当課長	
東日本電信電話株式会社北海道事業部	設備部長	災害対策室長	設備部長
株式会社ＮＴＴドコモ北海道支社	ネットワーク部長	災害対策室長	
KDDI株式会社	東日本運用センター 東日本エリア担当テクニカル センター副センター長		
ソフトバンク株式会社	北海道ネットワーク技術部長		
楽天モバイル株式会社	BCP 管理本部 BCP 運用部 災 害対応支援課 北海道 BCP リ エゾングループ マネージャー	基地局事業本部 基地局運用管理部 副部長	
日本郵便株式会社北海道支社	総務部長	リスク管理担当課長	
日本赤十字社北海道支部	事業部長		
日本通運株式会社札幌支店	支店長	総務課長	
北海道電力ネットワーク株式会社 道央統括支店	副支店長	企画総務グループリーダー	副支店長
日本放送協会札幌放送局	メディアセンター長	メディアセンター専任部長（編成）	メディアセンター長
北海道放送株式会社	報道部長		
札幌テレビ放送株式会社	報道部長		
北海道テレビ放送株式会社	報道部長		
北海道文化放送株式会社	報道情報部企画担当部長		
株式会社テレビ北海道	報道制作局報道部部長		
株式会社ＳＴＶラジオ	経営企画部長		
株式会社エフエム北海道	編成制作部 部長代理		
株式会社エフエム・ノースウェーブ	取締役総務部長		

機 関 名	防災会議委員	防災会議幹事	地震対策部会委員
北海道ガス株式会社	導管計画部長	計画推進グループマネージャー	導管計画部長
一般社団法人北海道ＬＰガス協会	会長		
一般社団法人札幌市医師会	会長	救急医療部長	会長
一般社団法人札幌歯科医師会	会長	理事	
一般社団法人札幌薬剤師会	会長		
公益社団法人北海道看護協会	会長		会長
さっぽろ獣医師会	副会長		
一般社団法人札幌地区トラック協会	会長		
一般社団法人北海道警備業協会	会長	専務理事	
札幌地区バス協会	会長		
札幌市女性団体連絡協議会	会長		会長
公益社団法人札幌消費者協会	理事		理事
札幌商工会議所	都市・交通委員会 副委員長		都市・交通委員会 副委員長
札幌市ボランティア連絡協議会	副会長		副会長
社団法人札幌青年会議所			理事長
札幌中央区連合町内会連絡協議会			会長
札幌市民防災団体連合会	副会長		
一般社団法人札幌建設業協会	会長		
札幌市全区災害防止協力会連絡協議会	会長	幹事長	
札幌市設計同友会	会長理事		
社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	会長		
札幌防火委員会連合会			会長

7 札幌市災害対策本部条例

(危機管理局)

昭和 38 年 3 月 9 日

条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、札幌市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 札幌市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 32 条第 1 項に規定する水防計画に関し調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 陸上自衛隊の部隊又は機関の長
- (3) 北海道の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (4) 北海道警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 教育長
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認める者

6 委員の定数は、70 人以内とする。

- 7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が委嘱する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、会長、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 防災会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会所属の委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 防災会議の庶務は、危機管理局において行う。

(議事等)

第8条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(以下省略)

附 則（令和 4 年条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

8 札幌市災害対策本部の組織及び運営等に関する規程

(危機管理局)

平成10年3月5日訓令第2号

札幌市災害対策本部の組織及び運営等に関する規程

札幌市災害対策本部運営規程（昭和39年訓令第25号）の全部改正（昭和48年9月訓令第20号）

札幌市災害対策本部運営規程（昭和48年訓令第20号）の全部改正（平成10年3月訓令第2号）

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 本部の設置及び廃止（第3条・第4条）

第3章 本部の組織及び所掌事務（第5条―第16条）

第4章 配備体制・情報連絡（第17条―第22条）

第5章 その他の災害対策実施体制（第23条―第25条）

第6章 補則（第26条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、札幌市災害対策本部条例（昭和38年条例第2号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるほか、本部を設置しない場合の災害予防及び災害応急対策（以下「災害対策」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義等)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 局等 札幌市事務分掌条例（昭和46年条例第40号）第1条に規定する局並びに会計室、交通局、水道局、病院局、消防局、区、教育委員会事務局、市選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び議会事務局をいう。
- (2) 局長等 局等の長（危機管理局にあつては危機管理監、教育委員会事務局にあつては教育長）をいう。
- (3) 消防署長等 消防署長、清掃事務所長及び料金課長をいう。

2 この訓令の適用に当たっては、消防署は消防局、教育委員会が所管する教育機関は教育委員会事務局（公民館にあつては、区）の内部組織とみなす。

第2章 本部の設置及び廃止

(本部の設置及び廃止の基準)

第3条 本部は、次の各号のいずれかに該当する場合に設置されるものとする。

- (1) 本市域内で震度5弱以上の地震が発生した場合
- (2) 札幌市に、気象警報（気象業務法施行令（昭和27年政令第471号。以下「政令」という。）第4条に規定する気象警報をいう。以下同じ。）又は洪水警報（同条に規定する洪水警報をいう。以下同じ。）が発表され、市長が総合的な災害対策を実施する必要があると認める場合
- (3) 札幌市に、気象特別警報（政令第5条に規定する気象特別警報をいう。）が発表された場合
- (4) 北海道電力株式会社泊発電所に関して、内閣総理大臣が、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項に規定する原子力緊急事態宣言をした場合又は市長が総合的な原子力災害対策を実施する必要があると認める場合
- (5) 本市域内で大規模な火災、爆発その他の重大な災害が発生し、市長が総合的な災害対策を実施する必要があると認める場合

2 本部は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）が災害の発生するおそれが解消したと認める場合又は災害対策がおおむね完了したと認める場合に廃止されるものとする。

(本部の設置場所)

第4条 本部は、札幌市役所本庁舎内に設置する。ただし、これにより難いと本部長が認める場合は、本部長が適当と認める場所に設置する。

第3章 本部の組織及び所掌事務

(災害対策副本部長等)

第5条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

- 2 副本部長が条例第2条第2項の規定により本部長の職務を代理する場合の順序は、あらかじめ本部長が定める。
- 3 危機管理監は、本部長及び副本部長を補佐し、本部長及び副本部長の全てに事故があるときは、危機管理監が本部長の職務を代理する。
- 4 危機管理監は、札幌市事務分掌規則（昭和47年規則第23号）第4条の2第2項の応急的な対策その他市長が特に指定する事務に限り、災害対策本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を指揮監督する。
- 5 危機管理監に事故があるときは、危機管理部長がその職務を代理する。
- 6 本部員は、局長等（市選挙管理委員会事務局長を除く。）をもって充てる。

(事務局)

第6条 本部に条例第3条第1項の規定に基づき事務局を置く。

- 2 事務局の所掌事務は、別表1のとおりとする。
- 3 事務局の長（以下「事務局長」という。）及び事務局の職員は、それぞれ危機管理監及び危機管理局に所属する職員をもって充てる。
- 4 事務局長は、事務局の事務を総括する。
- 5 事務局に事務局次長を置き、危機管理局において部長職である者のうちから本部長が指定する。
- 6 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、事務局次長が2人以上いるときの代理する順序は、あらかじめ事務局長が定める順序による。
- 7 事務局の所掌事務を分掌するため、事務局に班を置き、その名称及び分担事務は、事務局長が定める。
- 8 前項の班に班長、副班長その他必要な職員を置き、事務局に所属する職員のうちから事務局長が指名する。

（本部情報連絡員）

第7条 事務局に本部情報連絡員を置き、次条第1項の部に所属する職員のうちから当該部の長が指名する者が兼ねるものとする。

- 2 本部情報連絡員は、事務局長の命を受け、災害情報及び被害状況（以下「災害情報等」という。）の収集及び受理、災害対策に係る各部への指令の伝達等の事務を行う。

（部）

第8条 第6条第1項の事務局のほか、本部に条例第3条第1項の規定に基づき別表2に掲げる部（以下「部」という。）を置き、その所掌事務、部の事務を担当する局等及び部の長（以下「部長」という。）に充てられる職員は、同表に掲げるとおりとする。

- 2 部長は、部の事務を総括する。
- 3 部の所掌事務を分掌するため、部に班を置き、その名称及び分担事務は、本部長が定める。
- 4 部に副部長を置き、当該部の事務を担当する局等において部長職である者のうちから本部長が指定する。
- 5 第6条第6項の規定は、副部長について準用する。
- 6 第3項の班に班長、副班長その他必要な職員を置く。

（災害対策本部会議）

第9条 災害対策の総合調整その他防災に関する重要事項を協議するため、本部に災害対策本部会議

(以下「本部会議」という。)を置く。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長、危機管理監、本部員及び本部長が指名する本部の職員をもって構成する。
- 3 本部長は、被害状況の報告等に際し必要があると認めるときは、自衛隊、警察その他の防災関係機関（以下「防災関係機関」という。）の職員等の本部会議への出席を要請することができる。
- 4 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。
- 5 本部長は、本部会議の議長となり、会務を統括する。

(防災関係機関情報連絡室)

第10条 本部長は、本市域内で震度5弱以上の地震が発生した場合その他特に必要と認める場合は、本部内に防災関係機関で構成する防災関係機関情報連絡室を置く。この場合において、本部長は、当該防災関係機関に対し情報の収集、伝達等を行う要員の派遣を要請するものとする。

(区災害対策本部の設置等)

第11条 第3条第1項の規定により本部が設置される場合は、条例第3条第2項の規定に基づき区ごとに区災害対策本部（以下「区本部」という。）を設置する。ただし、区本部の長（以下「区本部長」という。）は、当該区の区域内において災害の発生がなく、又は発生のおそれがないと認めるときは、本部長の承認を得て、区本部を設置せず、又はこれを廃止することができる。

(区本部の設置場所)

第12条 区本部は、各区役所庁舎内に設置する。ただし、これにより難いと区本部長が認める場合は、区本部長が適当と認める場所に設置する。

(区本部の所掌事務等)

第13条 区本部の所掌事務は、別表3のとおりとする。

- 2 区本部の所掌事務を分掌するため、区本部に班を置き、その名称及び分担事務は、本部長が定める。
- 3 区本部長は、区長をもって充てる。
- 4 区本部に区災害対策副本部長（以下「区副本部長」という。）を置き、その区において部長職である者のうちから本部長が指定する。
- 5 第6条第6項の規定は、区副本部長について準用する。
- 6 第2項の班に班長、副班長その他必要な職員を置く。

(区情報連絡員)

第14条 区本部に区情報連絡員を置き、その区の区域を所管する消防署長等があらかじめその所属す

る職員のうちから指名する者をもって充てる。

- 2 区情報連絡員は、区本部長の命を受け、災害情報等の収集及び受理、災害対策に係る指令の伝達等の事務を行う。

(区災害対策本部会議)

第15条 区の災害対策に関する重要事項を協議するため、区本部に区災害対策本部会議（以下「区本部会議」という。）を置く。

- 2 区本部会議は、区本部長、区副本部長及び区本部長が指名する区本部の職員並びに当該区を所管する消防署長等（区本部長が必要と認める場合にあっては、当該区を所管する消防署長等及び当該区を所管する料金課の係長職その他の水道局総務部の係長職の職員）をもって構成する。
- 3 区本部長は、被害状況の報告等に際し必要があると認めるときは、防災関係機関の職員等の区本部会議への出席を要請することができる。
- 4 区本部会議は、区本部長が必要に応じて招集する。
- 5 区本部長は、区本部会議の議長となり、会務を統括する。

(現地災害対策本部)

第16条 第3条第1項の規定により本部が設置される場合において、災害の状況等からみて本部長が必要と認めるときは、災害の発生した現地又は本部長が適当と認める場所に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

- 2 現地本部の所掌事務は、災害の状況等に応じて本部長が定める。
- 3 現地本部に現地災害対策副本部長を置く。
- 4 第6条第6項の規定は、現地災害対策副本部長について準用する。
- 5 前各項に規定するもののほか、現地本部について必要な事項は、本部長が定める。

第4章 配備体制・情報連絡

(警戒配備)

第17条 局長等は、本部が設置される前において別表4に定める基準に該当する場合は、同表に定めるところにより必要な職員を配置する警戒配備を行わなければならない。

- 2 危機管理監は、災害対策の実施上緊急を要すると認める場合は、関係する局長等に対し、前項の警戒配備を行うよう要請することができる。
- 3 局長等は、災害情報等を収集したときは、速やかに危機管理監に報告するとともに、災害対策本部が設置された場合に備えるものとする。

(非常配備)

第18条 本部長は、本部が設置された後、直ちに部長及び区本部長（以下「部長等」という。）に対し種別を指定して非常配備を指令するものとする。

2 非常配備の種別及びその活動内容は、別表5のとおりとする。

3 第1項の規定にかかわらず、第3条第1項第1号の規定により本部が設置された場合は、その設置された時に別表5に定める非常配備の指令があったものとみなす。

4 第1項の場合において、本部長は、災害の状況等により必要があると認めるときは、特定の部長等に対して異なる種別の指定を行うことができる。

5 本部長は、被害状況又は災害対策の実施状況から非常配備の種別の変更の必要があると認めるときは、部長等に対してその指令をすることができる。

6 部長等は、災害対策の実施状況等からみて特に支障がないと認めるときは、本部長の承認を得て、非常配備に配置する職員を減ずることができる。

（動員すべき職員の指定等）

第19条 局長等は、あらかじめ、別表5に掲げる非常配備の種別に応じ、動員すべき職員及びその職員の参集すべき場所を指定しておかなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げるところにより区分する。

（1） 特別動員 別表5に掲げる第3非常配備のうち、職員の勤務時間外、休日等において震度6弱以上の地震が発生した場合の職員の動員

（2） 通常動員 前号以外の場合の非常配備による職員の動員

3 前項第1号の特別動員による職員の参集すべき場所を指定する場合は、次に掲げる区分によるものとする。

（1） 所属参集 当該職員の勤務場所への参集

（2） 直近参集 当該職員の居住地の最寄りの区本部の設置場所への参集

（3） 避難場所参集 当該職員の居住地の最寄りの屋内の避難場所への参集

（配備編成計画等の作成）

第20条 局長等は、前条第2項に規定する職員の動員区分ごとの配備編成計画表及び連絡系統図を作成し、所属職員に周知しておかなければならない。

2 前項の配備編成計画表は、危機管理監の定めるところにより作成するものとする。

（応援職員の派遣）

第21条 部長等は、所管する部又は区本部における災害対策の実施状況からみて必要があると認めるときは、本部長に他の部又は区本部の職員の派遣を要請することができる。

- 2 前項の規定により派遣された職員は、派遣を受けた部長等の指揮の下に行動するものとする。

(災害情報等の収集・報告)

第22条 部長等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合は、災害情報等の収集を行い、その収集した災害情報等を、事務局長を経て本部長に報告しなければならない。

- 2 部長等は、国又は北海道に対し災害情報等の報告を行う場合は、事前に事務局長と調整を行うとともに、当該報告後に、報告書の写しを事務局長に提出するものとする。

第5章 その他の災害対策実施体制

(区本部単独での災害対策)

第23条 区長は、本部が設置されていない場合でも、所管する区の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その状況等からみて特に早期に総合的な災害対策を実施する必要があると認めるときは、市長の承認を得て区本部を設置し、必要な災害対策を実施することができる。

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、区長に対し区本部を設置し、必要な災害対策を実施するよう命ずることができる。

- 3 前2項の規定により区本部が設置された場合は、関係する局長等は、本部が設置された場合に準じて災害対策を実施しなければならない。

(緊急災害対策実施本部による災害対策)

第24条 市長は、本部を設置しない場合であっても、雪害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、その状況等からみて特に早期に災害対策を実施する必要があると認めるときは、緊急災害対策実施本部（以下「実施本部」という。）を設置し、必要な災害対策を実施することができる。

- 2 前条第3項の規定は、前項の規定により実施本部が設置された場合について準用する。

- 3 実施本部の組織及び運営について必要な事項は、その都度市長が定める。

- 4 前項の規定にかかわらず、局長等は、必要があると認める場合は、市長の承認を得たうえで、あらかじめ実施本部の設置基準、運営基準等を定めておくことができる。この場合において、局長等は、その定めた設置基準、運営基準等を速やかに危機管理監に通知するものとする。

(その他の災害対策)

第25条 前2条に規定する場合のほか、市長は、本部を設置しない場合であっても、災害の状況等からみて適当と認めるときは、第3章及び前章の規定のうち必要と認めるものを準用して、災害対策を実施することができる。

第6章 補則

(委任)

第26条 この訓令に定めるもののほか、本部の組織及び運営等について必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成10年3月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に設置基準、運営基準等が定められている災害対策に係る組織で市長が指定するものについては、実施本部であるものとみなし、その実施本部とみなされる組織に係る設置基準、運営基準等は、第24条第4項の規定により定められたものとみなす。この場合において、同項後段の規定は適用しない。

附 則（平成10年訓令第7号）～**附 則**（平成23年訓令第6号）

省略

附 則（平成25年訓令第7号）

- 1 この訓令は、平成25年9月20日から施行する。

附 則（平成28年訓令第5号抄）

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年訓令第4号）

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第6条関係）

- | |
|-------------------------------------|
| (1) 本部の事務の総合調整並びに各部及び各区本部との連絡に関する事項 |
| (2) 本部会議の運営に関する事項 |
| (3) 防災関係機関との連絡調整に関する事項 |
| (4) 災害情報等の取りまとめに関する事項 |
| (5) 各部及び各区本部の所管に属さない事項 |

別表2（第8条関係）

部の名称	所掌事務	局等	部長に充てられる職員
会計部	(1) 関係金融機関等との連絡調整に関する事項 (2) 災害関係経費の出納に関する事項	会計室	会計室長
総務部	(1) 本庁舎の管理保全及び災害対策車両の確保等に関する事項 (2) 災害に係る中央関係機関及び各国大使館等との連絡調整に関する事項 (3) 災害に係る職員の公務災害補償に関する事項 (4) 災害に係る派遣職員の身分取扱いに関する事項 (5) 災害に係る広報及び広聴の総合調整に関する事項	総務局	総務局長
デジタル戦略推進部	(1) 情報システム及び通信ネットワークの保全に関する事項	デジタル戦略推進局	デジタル戦略推進局長
まちづくり政策部	(1) 災害復旧及び災害復興の総合調整に関する事項 (2) 災害に係る渉外に関する事項（他部の所管に属するものを除く。）	まちづくり政策局	まちづくり政策局長
財政部	(1) 災害関係の予算措置、税の減免措置等財務に関する事項 (2) 被災状況の調査に関する事項（別に定めるものに限る。）	財政局	財政局長
市民文化部	(1) 災害時における地域住民組織その他の民間団体との協力体制に係る事務の総合調整に関する事項（他部の所管に属するものを除く。） (2) 義えん金品の受付、保管及び配布の	市民文化局	市民文化局長

	総合調整に関する事項 (3) 災害時における生活必需物資等の需給安定対策に関する事項 (4) 文化施設に係る災害対策に関する事項		
スポーツ部	(1) スポーツ施設に係る災害対策に関する事項	スポーツ局	スポーツ局長
保健福祉部	(1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく申請事務に関する事項 (2) ボランティアの受入れ及び配置計画に関する事項 (3) 国民健康保険料等の減免及び徴収猶予の総合調整に関する事項 (4) 所管施設の被害状況の調査及び応急対策並びに入所者の救護対策に関する事項 (5) 災害に係る保健衛生に関する事項 (6) 関係医療機関等との連絡調整及びこれらに対する支援の要請に関する事項	保健福祉局	保健福祉局長
子ども未来部	(1) 所管施設の被害状況の調査及び応急対策並びに入所者の救護対策に関する事項	子ども未来局	子ども未来局長
経済観光部	(1) 緊急生活物資等の調達及び輸送に関する事項 (2) 商業、工業、農業及び中央卸売市場に係る災害対策に関する事項 (3) 観光に係る災害対策に関する事項	経済観光局	経済観光局長
環境部	(1) 災害に係る廃棄物の処理に関する事項	環境局	環境局長

	(2) 災害時における環境保全及び公害防止対策に関する事項 (3) 円山動物園の災害対策の総合調整に関する事項 (4) 円山動物園の被害状況の調査及び応急対策に関する事項		
建設部	(1) 道路、公園、緑地等の災害対策の総合調整に関する事項 (2) 道路、公園、緑地等（本部長が定めるものに限る。）の被害状況の調査及び応急対策に関する事項 (3) 災害時における雪対策の総合調整に関する事項	建設局	建設局長
下水道河川部	(1) 河川等の災害対策の総合調整に関する事項 (2) 河川等（本部長が定めるものに限る。）の被害状況の調査及び応急対策に関する事項 (3) 下水道施設の被害状況の調査及び災害復旧に関する事項	下水道河川局	下水道河川局長
都市部	(1) がけ地及び急傾斜地に係る災害対策に関する事項 (2) 公営住宅の被害状況の調査及び応急対策に関する事項 (3) 土地区画整理事業施行区域内に係る被害状況の調査及び応急対策に関する事項 (4) 応急仮設住宅の建設に関する事項 (5) 被災建築物の応急危険度の判定に関する事項	都市局	都市局長

交通部	(1) 緊急輸送対策に関する事項 (2) 所管する車両及び施設の被害状況の調査並びに応急対策に関する事項	交通局	交通局長
水道部	(1) 応急給水に関する事項 (2) 所管施設の被害状況の調査及び災害復旧に関する事項	水道局	水道局長
医療部	(1) 災害に係る医療に関する事項	病院局	病院局長
消防部	(1) 消防及び水防に関する事項 (2) 救急及び救助に関する事項 (3) 災害現場における緊急避難対策に関する事項 (4) 危険物の除去及び処理に関する事項	消防局	消防局長
教育部	(1) 園児、児童及び生徒の保護及び応急教育に関する事項 (2) 所管施設の被害状況の調査及び応急対策に関する事項 (3) 所管施設の避難場所としての供用に関する事項	教育委員会事務局	教育長
第一応援部	(1) 緊急応援に関する事項	議会事務局 市選挙管理委員会事務局	議会事務局長
第二応援部	(1) 緊急応援に関する事項	人事委員会事務局	人事委員会事務局 長
第三応援部	(1) 緊急応援に関する事項	監査事務局	監査事務局長

別表 3 (第13条関係)

(1) 区の区域における災害対策の総合調整に関する事項
(2) 区民に対する災害に係る広報及び広聴に関する事項
(3) 区内の地域住民組織その他の民間団体との連絡調整に関する事項

(4) 区内の被災状況の調査に関する事項
(5) 区内の道路、公園、緑地等（建設部の所管に係るものを除く。）の被害状況の調査及び 応急対策に関する事項
(6) 区内の河川等（下水道河川部の所管に係るものを除く。）の被害状況の調査及び応急対 策に関する事項
(7) 避難所の開設及び運営管理に関する事項
(8) その他区の区域における災害対策に関する事項

別表 4（第17条関係）

基準	警戒配備を行う局等	警戒配備の内容
本市域内で震度 4 の地震が発生した場合	危機管理局、総務局、デジタル戦略推進局、保健福祉局、建設局、下水道河川局、都市局、水道局、交通局、消防局及び区	(1) 気象に関する情報及び災害情報等の収集及び伝達 (2) 防災関係機関との連絡調整
次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 札幌市に大雨若しくは暴風に関する気象警報又は洪水警報が発表された場合 (2) 札幌市に大雨若しくは強風に関する気象注意報（政令第 4 条に規定する気象注意報をいう。以下同じ。）又は同条に規定する洪水注意報が発表され、かつ、石狩地方に大雨、洪水、強風、低気圧又は台風に関する情報が発表された場合で、相当の大雨、洪水又は強風になると予想されるとき。	危機管理局、総務局、デジタル戦略推進局、保健福祉局、子ども未来局、建設局、下水道河川局、都市局、交通局、消防局及び区	(3) 災害危険地域等の警戒巡視 (4) 災害応急対策 (5) 本部体制への移行準備
次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 札幌市に大雪又は暴風雪に関する気象警報が発表された場合	危機管理局、総務局、市民文化局、保健福祉局、子ども未来局、環境局、建設局、交通	

(2) 札幌市に大雪又は風雪に関する気象注意報が発表された場合で、降雪予測以上の降雪があり、相当の積雪となると予想されるとき。	局、消防局、区及び教育委員会事務局	
北海道から震度 5 警戒事象（泊村で震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した場合をいう。）の発生通報を受けた場合	危機管理局及び総務局	
次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 北海道から特別警戒事象（後志管内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合等をいう。）の発生通報を受けた場合 (2) 北海道から特定事象（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令（平成24年文部科学省、経済産業省令第 2 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する特定事象をいう。以下同じ。）の発生通報を受けた場合	危機管理局、総務局、保健福祉局、子ども未来局、環境局、下水道河川局、水道局、消防局、区及び教育委員会事務局	
次の各号のいずれかに該当する場合（特定事象に該当する場合を除く。） (1) 放射線施設等で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 (2) 放射線施設等又はその他の場所から放射線が検知された場合 (3) 放射性物質等を輸送中に事故が発生した場合 (4) 放射性物質等の敷地外への放置又はばらまき等が発見された場合 (5) 放射線障害が発生した場合 (6) 上記以外の放射線に係る災害が発	危機管理局、総務局、保健福祉局、環境局、建設局、下水道河川局、水道局、消防局及び区	

生し、又は発生するおそれがある場合		
航空機の墜落等により、死傷者が発生し、又は発生するおそれがある場合	危機管理局、総務局、保健福祉局、環境局、建設局、下水道河川局、消防局及び区	
次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 交通事故等による死者及び負傷者の合計が15名以上になると予想される場合 (2) トンネル、橋りょう等の崩落、落下等により相当の被害が予想される場合 (3) 大規模なトンネル火災が発生した場合 (4) 道路上へ危険物、毒劇物等が大量に流出し、被害が拡大するおそれがある場合 (5) 上記以外の社会的な影響の大きい事故災害が発生した場合	危機管理局、総務局、保健福祉局、建設局、下水道河川局、消防局及び区	
鉄道事故により死傷者が発生し、又は発生するおそれがある場合	危機管理局、総務局、保健福祉局、※環境局、※建設局、※下水道河川局、※水道局、消防局及び区	
次に掲げる危険物等に係る事故が発生し、又は発生するおそれがある場合 (1) 危険物等の製造、取扱い、貯蔵、販売等を行う事業所、施設等における危険物等の漏出、爆発、炎上等の発生 (2) 危険物等積載車両の事故による危険物等の漏出、爆発、炎上等の発生	危機管理局、総務局、保健福祉局、環境局、建設局、下水道河川局、水道局、消防局及び区	
次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 市内でおおむね10,000戸以上の停	危機管理局、総務局、デジタル戦略推進局、保健福祉局、	

電が発生し、又は発生するおそれがある場合	環境局、建設局、下水道河川局、水道局、消防局及び区	
(2) 社会的な影響の大きい大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合		
(3) 大規模停電災害が発生し、これが長期に及ぶおそれがある場合		
上記のほか、災害により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合	市長が指定する局等	

備考 ※を付した局等は、化成品に係る事故が発生した場合に警戒配備を行うものとする。

別表 5 (第18条関係)

種別	種別の基準	活動内容
第1 非常配備	次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 本市域内で震度5弱の地震が発生した場合 (2) 札幌市に気象警報又は洪水警報が発表され、局地的に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 (3) 本市域内で大規模な火災、爆発その他の重大な災害が発生した場合	(1) 部及び区本部に所属する職員の3分の1以上の者で所掌する災害対策を実施する。 (2) 事態の推移に伴い、速やかに第2非常配備に移行し得る態勢とする。
第2 非常配備	次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 本市域内で震度5強の地震が発生した場合 (2) 複数の区の区域で相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 (3) 第3条第1項第3号に掲げる場合	(1) 部及び区本部に所属する職員の3分の2以上の者で所掌する災害対策を実施する。 (2) 事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備に移行し得る態勢とする。
第3 非常配備	次の各号のいずれかに該当する場合	部及び区本部に所属する職員の全員

	(1) 本市域内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合 (2) 本市域の全域に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 (3) 第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる場合	で所掌する災害対策を実施する。
--	---	-----------------

9 札幌市災害対策本部の組織及び運営等に関する規程事務取扱要領

(危機管理局)

平成16年4月1日
危機管理対策室長決裁

目次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
- 第2章 本部の設置及び廃止 (第3条)
- 第3章 本部の組織及び所掌事務 (第4条―第14条)
- 第4章 配備体制・情報連絡 (第15条―第25条)
- 第5章 その他の災害対策実施体制 (第26条・第27条)
- 第6章 補則 (第28条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌市災害対策本部の組織及び運営等に関する規程(平成10年訓令第2号。以下「規程」という。)第26条の規定に基づき、災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営等の細目に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、規程で使用する用語の例による。

第2章 本部の設置及び廃止

(本部の設置及び廃止等)

第3条 規程第6条第3項に規定する事務局の長(以下「事務局長」という。)は、本部が設置された場合は、設置日時、設置場所等を部の長(以下「部長」という。)及び区災害対策本部(以下「区本部」という。)の長に通知するものとする。

2 前項の場合において、勤務時間外又は休日(以下「勤務時間外等」という。)に本部が設置されたときは、事務局長は、部及び区本部の庶務担当班長及び庶務担当副班長へ電話等により伝達するものとする。

3 第2項の規定は、本部が廃止された場合について準用する。

4 本部を設置又は廃止したときは、事務局が規程第9条第3項に規定する自衛隊、警察その他防災関係機関(以下「防災関係機関」という。)に通知するとともに、総務部広報班が市民に対して報道機関及び市の広報媒体等により周知するものとする。

第3章 本部の組織及び所掌事務

(災害対策本部長の職務代理)

第4条 規程第5条第2項に規定する災害対策本部長(以下「本部長」という。)の職務を代理する副市長の順序は、札幌市副市長の事務分担及び市長職務代理に関する規則(平成13年規則第30号)に定める順序によるものとする。

(事務局の班の分担事務等)

第5条 規程第6条第7項に規定する事務局の班の名称及び分担事務は、別表1のとおりとする。
(本部情報連絡員)

第6条 局長等(区長及び市選挙管理委員会事務局の長を除く。)は、あらかじめ庶務担当課の係長職の職員のうちから本部情報連絡員を指名しておくものとする。この場合において、総務局長は、広報課の職員のうちからも本部情報連絡員を指名しておくものとする。

2 部長は、本部が設置されたときは、本部情報連絡員を事務局に派遣するものとする。

3 部長は、指名している本部情報連絡員を災害時にやむを得ず事務局に派遣することができないと認めるときは、別に職員を指名して事務局に派遣するものとする。

4 事務局長は、災害の状況等により、本部情報連絡員の一部を事務局に置かないことができる。

(部の班の分担事務等)

第7条 規程第8条第3項に規定する部の班の名称及び分担事務は、別表2のとおりとする。

2 部長は、区本部が実施する災害対策のそれぞれの事務についての総合調整を行うとともに、分担事務に関する災害対策を実施するものとする。

3 副部長は、所管する班の運営に関し必要な事項を定める。

4 部長は、当該部の分担事務に関する災害対策を実施するため必要と認めるときは、その権限の一部をあらかじめ指定する副部長に委任することができる。

(災害対策本部会議)

第8条 災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）において協議する重要事項は、別表3のとおりとする。

2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）又は本部長が指名する本部の職員は、本部会議の円滑な運営を図るため、災害予防及び災害応急対策（以下「災害対策」という。）に係る必要な資料を事前に事務局長に提出するものとする。

3 本部会議は、災害の状況等により、一部の構成員をもって開くことができる。

4 本部会議の招集の通知は、庁内放送、防災行政無線、電話等（以下「庁内放送等」という。）を用いて行う。

5 本部会議の運営に関し必要な事項は、事務局長が定める。

(防災関係機関の要員の派遣要請)

第9条 本部長は、規程第10条の規定により防災関係機関に対する要員の派遣の要請をするときは、事前に当該防災関係機関へ電話等により連絡をした後に、「防災関係機関情報連絡室の要員の派遣要請について（依頼）」（様式1）により通知するものとする。

(区本部の班の分担事務等)

第10条 規程第13条第2項に規定する区本部の班の名称及び分担事務は、別表4のとおりとする。

2 区災害対策本部長（以下「区本部長」という。）は、当該区の区域における災害対策の総合調整にあたるとともに、各部と緊密な連絡を図るものとする。

3 区災害対策副本部長（以下「区副本部長」という。）は、所管する班の運営に関し必要な事項を定める。

4 区本部の名称は、当該区の名称を冠するものとする。

(消防署長等への措置要請)

第11条 区本部長は、その区の区域を所管する消防署長等に対し、災害対策上必要な措置の要請をすることができる。

(区情報連絡員)

第12条 消防署長等は、区本部が設置されたときは、区情報連絡員を区本部に派遣するものとする。

2 消防署長等は、指名している区情報連絡員を災害時にやむを得ず区本部に派遣することができないと認めるときは、別に職員を指名して区本部に派遣するものとする。

3 区本部長は、災害の状況等により、区情報連絡員の一部を区本部に置かないことができる。

(区災害対策本部会議)

第13条 区災害対策本部会議（以下「区本部会議」という。）において協議する重要事項は、別表5のとおりとする。

2 区本部会議は、災害の状況等により、一部の構成員をもって開くことができる。

3 第8条第4項の規定は、区本部会議の招集の通知について準用する。

4 区本部会議の運営に関し必要な事項は、区本部長が定める。

(現地災害対策本部)

第14条 現地災害対策本部長は、災害の発生した現地又は本部長が適当と認める場所において、本部長の指示により、その所掌事務の一部を代行する。

2 本部長は、現地災害対策本部を設置又は廃止したときは、事務局長を通じて直ちに部長及び区本部長（以下「部長等」という。）に通知するものとする。

第4章 配備体制・情報連絡

(警戒配備)

第15条 局長等は、警戒配備を行ったときは、危機管理監に報告するものとする。

2 危機管理監は、規程別表4に定める警戒配備の基準に係る情報等（以下「警戒配備情報等」という。）を収受したときは、関係する局長等に伝達するものとする。

3 前項の場合において、勤務時間外等に警戒配備情報等を収受したときは、危機管理監は、関係局等の庶務担当課長及び庶務担当係長へ電話等により伝達するものとする。

(非常配備の伝達等)

第16条 事務局長は、非常配備が指令されたときは、部長等に対して速やかに伝達するものとする。

2 第3条第2項の規定は、非常配備の伝達について準用する。

3 部長等は、非常配備が指令されたときは、規程第20条の規定に基づき作成した連絡系統図に

より所属職員に連絡するものとする。

(非常配備の特例)

第17条 部長等は、緊急に応急活動等を行う必要のある班において所属職員の参集状況等から要員が不足すると認める場合は、他の班の職員を指名して非常配備につけ、応急活動に従事するよう指令することができる。

(自主参集)

第18条 職員は、地震の発生又は天候の悪化を感知した場合は、直ちにテレビ、ラジオ等により震度情報、気象情報等を確認し、規程別表5に定める非常配備の基準（以下「非常配備基準」という。）に該当する場合又は該当することが予測される場合は、規程第20条第1項に規定する配備編成計画表等により指定された場所に参加するものとする。

(非常配備における職員の動員)

第19条 非常配備における動員の対象となる職員は、次の各号に掲げる職員以外の全職員とする。

- (1) 本市以外の機関に派遣中の職員
- (2) 休職又は停職中の職員
- (3) 出産休暇（産前・産後）を取得中の職員
- (4) 育児休業中の職員
- (5) その他局長等が災害時に応急活動を行うことが困難であると認める職員

(参集区分)

第20条 規程第19条第3項に規定する特別動員の参集区分により配備される職員は、原則として、次に掲げるとおりとする。

- (1) 所属参集 地域防災計画に定める応急活動を実施するため欠くことのできない次に掲げる職員

- ア 局等の係長職以上の職員
- イ 局等および部の庶務担当課庶務担当係
- ウ その他、危機管理監が定める職員

- (2) 直近参集及び避難場所参集 前条及び前号に掲げる職員以外の職員

2 前項の場合において、局長等は、職員の参集すべき場所を指定した「個人動員票」（様式2）を作成し、当該所属職員に配布するものとする。

3 規程第19条第2項第2号に規定する通常動員による職員の参集は、所属参集とする。

4 人事異動又は転居等により、個人動員票に指定された参集場所への参集が困難となった職員の参集場所については、新たに個人動員票が配布されるまでの間、所属参集又は直近参集のうちから局長等が指定するものとする。

(配備編成計画等)

第21条 局長等は、規程第20条の規定に基づき様式3により配備編成計画表を作成するとともに、各課ごとに連絡系統図を作成しておくものとする。

2 前項の配備編成計画表及び連絡系統図は、前条第2項に定める個人動員票の配布時期に合わせて更新するものとする。

3 配備編成計画表を作成するに当たっては、各課ごとにその職務の性質を勘案するとともに、概ね次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各配備種別ごとの役職者の比率
- (2) 居住地及び参集に要する時間
- (3) 介護を要する家族又は保育園等の送り迎えを要する乳幼児若しくは児童の有無
- (4) 特殊車両の運転免許等の資格保有の有無

4 区長は、勤務時間内に震度6弱以上の地震が発生した場合において、所属職員を当該区の区域内における屋内の避難場所へ配備することができるよう、あらかじめ第1項の規定による配備編成計画表とは別の職員の配置に係る計画表を作成しておくものとする。

なお、配備編成計画表の作成にあたり、様式3により難しい場合には、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

5 局長等は、第1項の規定により配備編成計画表を作成した場合は、速やかに危機管理監に通知しなければならない。

(応援職員の派遣要請)

第22条 部長等は、災害発生時に他の部又は区本部の職員の応援を必要とする場合は、事務局長を通じて本部長に要請するものとする。

2 前項に基づく要請に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

(区本部長の管理代行者の指名)

第23条 区長は、勤務時間外等に震度6弱以上の地震が発生した場合において、区本部長及び区副本部長のすべてが速やかに区本部に参加することが困難であるとあらかじめ予測されるときは、

当該区の所属職員のうち課長職の職員のうちから、区本部長の職務を代行する者（以下「管理代行者」という。）を指名しておくことができる。

- 2 区長は、前項における管理代行者を確保することが困難と認める場合には、本部が設置された場合に緊急応援班となる部

に所属する部長職又は課長職の職員のうちから、管理代行者を指名することができる。

- 3 区長は、前項の規定により管理代行者を指名した場合は、危機管理監に通知するものとする。
（災害情報及び被害状況の収集）

第24条 部長等は、別表6に定める「災害情報の収集分担」に基づき、その所管に係る災害情報を収集するものとする。

- 2 部長等は、前項の規定により収集した災害情報をもとに、別表7に定める「被害状況の調査・報告分担」に基づき、その所管に係る被害状況を調査し、及び把握しなければならない。この場合において、被害の区分及び判断基準は、別表8の「被害状況判定基準」によるものとする。

- 3 部長等は、前2項の規定により収集及び把握した災害情報及び被害状況（以下「災害情報等」という。）の中で、他部に係るものを掌握したときは、その内容を所管の部長等に通報しなければならない。

（災害情報等の報告）

第25条 部長等は、次に掲げる災害情報等を、その時点における効率的な通信手段を用いて事務局長を通じて本部長に報告しなければならない。

- (1) 災害情報（被害速報）

前条第1項の規定により収集した災害情報を、「災害情報（被害速報）」（様式4）により速やかに報告する。

- (2) 被害状況

前条第2項の規定により把握した被害状況を、次に掲げるところにより報告するものとする。この場合において、部長等は、相互に連絡調整を図り、被害件数等の重複計上がないように努めなければならない。

ア 中間報告

本部長が指定する時間ごとに、「被害状況報告書」（様式5）及び「被害状況内訳表」（様式6）により報告する。

イ 最終報告

応急措置が完了した後、概ね7日以内に、「被害状況報告書」（様式5）及び「被害状況内訳表」（様式6）により報告する。

- 2 前項に規定するもののほか、災害情報等の収集について必要な事項は、事務局長が定める。

第5章 その他の災害対策実施体制

（区本部単独での設置等）

第26条 区長は、規程第23条第1項の規定による市長の承認を得た場合は、危機管理監に報告するものとする。

- 2 危機管理監は、前項の報告を受けたときは、局長等にその旨を通知するものとする。

- 3 区本部長は、本部が設置されていないときに区本部を設置した場合は、非常配備基準に準じて必要な職員の配備を行うものとする。

（緊急災害対策実施本部）

第27条 局長等は、緊急災害対策実施本部（以下「実施本部」という。）の設置が必要と認めるときは、担当副市長と協議のうえ市長に報告するものとする。

- 2 実施本部の庶務は、その災害対策を主として行う局等において行う。

第6章 補則

（委任）

第28条 この要領に定めるもののほか、本部の組織及び運営等の細目について必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 札幌市災害対策本部の組織及び運営等に関する規程事務取扱要領（平成10年12月14日消防局長決裁）は、廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年10月25日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年8月2日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年8月24日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年8月31日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年8月30日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年6月23日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年9月30日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年6月13日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

本部事務局の班の名称及び分担事務

事務局長	事務局次長	班の名称	班 長	副班長	分 担 事 務
危機管理 監	危機管理部 長	指揮調整 班	災害対策 担当課長	災害対策担当係 長	(1) 事務局長の意思決定に係る補佐及び指示の伝達に関すること。 (2) 災害特性の分析及び報告に関すること。 (3) 本部会議協議事項の調整に関すること。 (4) 本部会議での決定に伴う実行指示・連絡調整に関すること。 (5) 自衛隊の災害派遣要請の要求及び派遣部隊の受入れに関すること。
		統括班	危機管理 課長	統括係長	(1) 本部の事務の総合調整に関すること。 (2) 本部事務局の庶務に関すること。 (3) 本部に係る災害対策予算の統括に関すること。 (4) 本部事務局使用物品の調達に関すること。 (5) 本部事務局使用車両の統制確保に関すること。 (6) 本部員等の給食支給に関すること。 (7) 他機関との渉外に関すること。 (8) 本部会議の運営及び事務連絡に関すること。 (9) 災害救助法の救助要請の要求に関すること。 (10) 自衛隊の災害派遣要請の要求及び派遣部隊の受入れに係る事務に関すること。 (11) 他の地方公共団体等に対する応援要請及び応援職員の受入れに係る総合調整に関すること。 (12) 応急公用負担に関すること。 (13) 激甚災害の指定の要求に関すること。 (14) 非常配備の指令の伝達に関すること。 (15) 各部・各区本部の主管に属さないこと。
		情報班	災害対策 担当課長	地域防災担当 係長	(1) 気象予警報などの受理・収集及び各部・各区本部への伝達等に関すること。 (2) 防災関係機関との連絡調整（情報の収集、伝達等）に関すること。 (3) 各種通報の受理等に関すること。 (4) 災害状況のトリアージに関すること。 (5) 各部・各区本部の動員状況などの収集に関すること。
		対策班	防災計画 担当課長	防災計画担当 係長	(1) 災害対策活動の総合調整に関すること。 (2) 災害情報及び被害状況の分析に関すること。 (3) 災害情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること。 (4) 本部会議資料の作成に関すること。 (5) 災害応急対策の方針作成及び実施に関すること。 (6) 災害応急対策実施状況等の進行管理に関すること。 (7) 警戒区域の設定及び当該区域への立ち入り制限に関すること。 (8) 避難指示等に関すること。 (9) 無線通信の統制及び機器の保守に関すること。 (10) 統制台機器等の運用に関すること。
		避難支援 班	危機管理 課長	避難支援担当 係長	(1) 避難場所等に関すること。 (2) 災害救援物資に関すること。 (3) 一時滞在施設に関すること。
		《本部情報 連絡員》	(各部の係長職)		(1) 所管部及び各区本部からの災害情報などの受理、収集等に関すること。 (2) 所管部及び各区本部からの被害状況報告（速報及び中間報告）の受理、収集等に関すること。 (3) 所管部及び各区本部との連絡調整並びに所管部の災害対策に係る指令等の伝達に関すること。
			(総務部広報班の職員)		(1) 市民及び報道機関への提供情報の収集に関すること (2) 総務部広報班との連絡調整に関すること。

※ 事務局員は、班長、副班長に充てられる職員及び危機管理監が指名する職員をもって充てるものとする（ただし、本部情報連絡員を除く。）。

※ 災害の状況等により、班間の人員や事務を調整する必要があるときは、事務局次長が必要に応じて指示するものとする。

本 部 会 議 が 協 議 す る 重 要 事 項

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 災害対策活動の総合調整に関すること。2 非常配備の指令に関すること。3 警戒区域の設定及び当該区域への立ち入り制限に関すること。4 避難勧告又は指示等に関すること。5 職員の応援に関すること。6 自衛隊の派遣要請依頼及び派遣部隊の受入れに関すること。7 他の地方公共団体等に対する応援要請及び応援職員の受入れに関すること。8 応急対策に要する予算及び資金に関すること。9 応急公用負担に関すること。10 災害救助法の適用に関すること。11 激甚災害の指定の要請に関すること。12 義援金品の募集及び配分に関すること。13 国会及び政府関係に対する要望、陳情等に関すること。14 その他本部長が必要と認める事項及び各部、各区本部の災害対策に関する重要事項 |
|---|

区災害対策本部会議が協議する重要事項

- 1 区内の災害対策活動の総合調整に関すること。
- 2 被害状況調査及び応急対策に関すること。
- 3 災害に係る広報及び広聴に関すること。
- 4 緊急を要する避難勧告又は指示に関すること。
- 5 避難場所の開設及び住民の救援に関すること。
- 6 職員の応援に関すること。
- 7 緊急を要する災害対策に関する事項
ただし、指定地方行政機関その他の地方公共団体、公共機関等に対する応援に関すること並びに自衛隊の災害派遣に関する事項を除く。
なお、本部が設置されていない場合は、市長に報告し承認を得なければならない。
- 8 その他、区本部長が必要と認める事項及び区の災害対策に関する重要事項

災 害 情 報 の 収 集 分 担

担当部	情 報 の 内 容	備 考
各 部 区 本 部 (本部事務局 も含む)	(1) 人的、住家等に関するもの (2) 道路等の不通の状況 (3) 河川の水位等の状況 (4) 電話、電気、ガス等のライフラインに関する状況 (5) 急傾斜地等の崩壊、がけ崩れ、地すべり等の状況 (6) 所管する公共施設等に係る状況 (7) 応急措置の状況、出動人員等の状況 (8) 必要な対策の要求に係る情報 (9) その他、他の部の所管に関する情報	(2)、(3)は、国及び北海道が管理する道路及び河川を含む。
区 本 部	(1) 避難場所の開設、運営等の状況	
水 道 部	(1) 断水戸数、断水地域、非常給水の状況	
交 通 部	(1) 市営交通、J R、私バスの運行状況	
教 育 部	(1) 学校の休校の状況	国立、道立、私立の学校を含む。
消 防 部	(1) 警防活動に伴う情報	

被害状況の調査・報告分担

担当部	被害の内容	報告区分等
各 部 区 本 部 (本部事務局も含む)	(1) 入所する施設等に係る被害 (2) 人的被害（各部聴取情報は所管区本部に通報すること）	(1) 非住家被害又はその他の被害 (都市施設)
本 部 事 務 局	(1) 電話、電気、ガス等のライフラインの被害（電話の不通件数、 電気・ガスの供給停止戸数、地区等）	(1) その他の被害（都市施設）
区 本 部	(1) 死亡者、行方不明者、重傷者、軽傷者等の人的被害 (2) 住家の全半壊、全半焼、床下浸水、床上浸水等の被害 (3) 非住家の全半壊に係る被害 (4) 土木に係る被害（必ず建設部に通報すること。）	(1) 人的被害 (2) 住家被害 (3) 非住家被害 (4) 土木被害
市 民 文 化 部	(1) コミュニティセンター、エルプラザ等の公共建物に係る被害 (2) 市有文化財施設等に係る被害	(1) 非住家被害
ス ポ ー ツ 部	(1) 体育館等のスポーツ施設に係る被害	(1) その他の被害 (2) 非住家被害
保 健 福 祉 部	(1) 本市、その他公益法人等が維持管理する社会福祉施設（児童 福祉施設を除く。）に係る被害 (2) 火葬場、病院に係る被害（ただし、市立病院を除く。）	(1) 社会福祉施設被害 (2) 衛生被害
子 ど も 未 来 部	(1) 児童福祉施設に係る被害	(1) 社会福祉施設被害
経 済 観 光 部	(1) 観光施設等に係る被害 (2) 農地、農業用施設、農産物、家畜等、農業に係る被害 (3) 商業、工業等に係る被害	(1) その他の被害 (2) 非住家被害 (3) 農業被害 (4) 商工被害
環 境 部	(1) 林業に係る被害 (2) ごみ処理施設等、一般廃棄物処理施設に係る被害 (3) 一般廃棄物処理施設以外の類似施設等に係る被害 (4) 動物園等の社会教育施設に係る被害	(1) 林業被害 (2) 衛生被害 (3) その他の被害 (4) 社会教育施設被害
建 設 部	(1) 道路等の土木に係る被害 (2) 公園、街路樹等に係る被害	(1) 土木被害 (2) その他の被害
下 水 道 河 川 部	(1) 河川、堤防、樋門等の土木に係る被害 (2) 下水道施設等の都市施設に係る被害	(1) 土木被害 (2) その他の被害
都 市 部	(1) 宅地、区画整理事業等に係る被害 (2) 市営住宅、道営住宅等に係る被害	(1) その他の被害 (2) 住家被害として計上する必要 があるので、区本部に情報を伝 達すること。
医 療 部	(1) 市立病院等に係る被害	(1) 衛生被害
交 通 部	(1) 所管車両及び施設に係る被害	(1) その他の被害
水 道 部	(1) 給水施設、送・配水施設、浄水施設等、水道関連施設の被害	(1) 衛生被害
教 育 部	(1) 小学校、中学校、高校等の学校に係る被害（国立、道立、私 立を含む） (2) 公民館、図書館等の社会教育施設に係る被害	(1) 公立文教被害〔私立学校につ いては、その他（学校）として 扱う。〕

		(2) 社会教育施設被害
--	--	--------------

別表 8

被害状況判定基準

被害区分		判 断 基 準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) 本市のものが隣接の他市町村に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、他市町村の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ) (3) A区のものB区に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B区の死亡者として取り扱う。(行方不明者、重傷者、軽傷者についても同じ) (4) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し、区と警察調査が一致すること。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)、(3)、(4)を参照。
	重傷者	災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月以上に及ぶものを重傷者とする。 (2) 死者欄の(2)、(3)、(4)を参照。
	軽傷者	災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月未満であるものを軽傷者とする。 (2) 死者欄の(2)、(3)、(4)を参照。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世帯	生活を一にしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全壊	住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。(家財道具は含まない。) (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家の損害が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的に損壊部分が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める被害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。

非 住 家 被 害	非 住 家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。 なお、指定行政機関及び指定地方公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
-----------------------	-------	--

被害区分		判 断 基 準
農 業 被 害	農 地	農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とは粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土砂の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農 作 物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水、倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のために相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定算出すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営 農 施 設	農家個人所有に係る農舎、畜舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	そ の 他	上記以外の農業被害、家畜、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。
土 木 被 害	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法第2条の規定により道路管理者が維持管理する道路が損壊し復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法第2条の規定により道路管理者が維持する道路に架設した橋梁が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
林 業 被 害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治 山 施 設	既設の治山施設等をいう。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林 産 物	立木、素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特殊林産物等をいう。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他の施設（飯場、作業路を含む）等をいう。
衛 生 被 害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。
	一般廃棄物処理施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火 葬 場	火葬場をいう。
商 工 被 害	商 業	店舗、商品、原材料等をいう。
	工 業	工場等の建物、原材料、製品、生産機械器具等をいう。
公 立 文 教 被 害		公立の小、中、高校のほか、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。)
社 会 教 育 施 設		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
社 会 福 祉 施 設		老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設等をいう。

その他	都市施設	街路、公園、下水道等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のものでも特に報告を要すると思われるもの。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

※ この基準は、北海道の「災害情報等報告取扱要領」に定める被害状況判定基準によるものである。

札 第 号
年 月 日

様

市 長 名
(公 印)

防災関係機関情報連絡室の要員の派遣要請について（依頼）

本市は、 年 月 日発生の 災害において、貴機関との間における情報の相互提供を実施するため、本市災害対策本部に防災関係機関情報連絡室を設置することとなりましたので、下記により要員の派遣をお願い申し上げます。

記

1 災害の状況及び派遣要請を要求する理由

〔 災害の状況
派遣要請を要求する理由 〕

2 派遣を必要とする期間

年 月 日（ ）から （派遣が開始される年月日のみを記入）

3 派遣を希望する人員

4 派遣を希望する場所

中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所庁舎 階 防災関係機関情報連絡室

5 派遣を希望する活動内容

6 その他参考となるべき事項

個人動員票 （勤務時間外の震度6弱以上の地震発生時）					
職員コード			氏名		指定
動 員 先					
・参集の際は、食糧、水、着替え等を携帯すること。 ・参集途上に火災や事故に遭遇した場合は、関係機関に連絡するとともに、適切な処置をとること。 ・参集途上の被害状況を把握し、報告すること。					

年度 配備編成計画表（職員名簿）

局(区) _____ 部(_____ / _____ 校)

課名(班名)	配備区分 職・氏名		第1非常配備(職員の1/3以上)				地震(震度6弱以上)時の参集場所				第2非常配備(職員の2/3以上)				地震(震度6弱以上)時の参集場所				第3非常配備(全職員)				地震(震度6弱以上)時の参集場所			
	配備職員		職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
課名(班名)	部長・区本部長																									
	副部長・区副本部長																									
課(班)	班長(各課長職)																									
課(班)	副班長(各係長職)																									
課(班)	班員(各係員)																									
課(班)	所屬人員名																									
合(小)計			(事務・技術・業務・技能)		名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名		

注: ① 本配備計画には、臨時職員、非常勤職員及び他機関への派遣職員等は除くものとする。
 ② 職種欄には、事務・技術・業務・技能の種別を記載すること。
 ③ 勤務時間外等における地震(震度6弱以上)時の参集場所〔特別動員〕については、各人が指定されている種別に○印で示すものとする。

札 第 号
年 月 日

災 害 対 策 本 部 長 様

主 管 部 長 名

職 員 の 応 援 要 請 に つ い て (依 頼)

標記について、当部の災害対策を実施する上で、次により職員の応援を要請します。

記

1 応援を要請する理由

2 応援の期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3 応援の従事場所

4 応援の従事内容

5 必要人員

(1) 職 種

(2) 人 員

6 その他必要事項

災害情報（被害速報）

第 報 月 日 時 分 局・区

◇ 場 所： 区 対象物（河川名等）：

◇ 概 況（災害発生のおそれ、災害の概要、被害の拡大減衰の傾向等） ◇ 応急対策状況（出動機関、人員、応急対応の内容など）

◇ 被害の種別と状況

人的(人)	住 家(棟)	非 住 家(棟)	河川(か所)	道路(か所)	橋梁(か所)
	全壊	半壊	決壊	損壊	流失
死亡					
行方不明					
負傷					
全壊					
半壊					
浸水					
床下浸水					
一部破損					
床上浸水					
一部破損					
浸水					
決壊					
隘水					
冠水					
通行不能					
※通行不能は重複可					

崖くずれ	地すべり	崖くずれ	ライフライン
(か所)	(か所)	(その他)	水道 (断水) : 戸 地区 :
			電話 (不通) : 件 地区 :
			電気 (停電) : 戸 地区 :
			ガス (供給停止) : 戸 地区 :
			下水 (損壊) : か所 地区 :

- ☐ 避難の必要 (有) 件

☐ 指示・勧告 (有) 件

☐ 自主避難 (有) 件

☐ 避難先 所
- ☐ 情報の伝達先(関係局、関係機関名)

☐ 覚知日時

☐ 覚知方法

☐ 通報者氏名

☐ 機関名又は住所

☐ 電 話
- ☐ 消防・警察・防災関係機関・被害調査

☐ 住民(加入電話・駆けつけ)・その他 ()

☐ 男・女

様式 6

被 害 状 況 報 告 書

第 報 / 年 月 日 / 時 分 / 局・区

被害区分		単位	件数	被害金額 (千円)
人的被害	死者	人		
	行方不明者	〃		
	重症者	〃		
	軽傷者	〃		
	計	〃		
住家被害	全壊	棟		
	世帯数	世帯		
	人員	人		
	半壊	棟		
	世帯数	世帯		
	人員	人		
	一部破損	棟		
	世帯数	世帯		
	人員	人		
	床上浸水	棟		
非住家被害	床上浸水	世帯		
	人員	人		
	床下浸水	棟		
	世帯数	世帯		
	人員	人		
	計	棟		
	世帯数	世帯		
	人員	人		
	全壊	棟		
	その他	〃		
住家被害	公共建物	棟		
	半壊	〃		
	その他	〃		
	公共建物	〃		
	一部破損	〃		
	浸水	〃		
	その他	〃		
計	公共建物	〃		
	その他	〃		

被害区分		単位	件数	被害金額 (千円)
農業被害	農地	ha		
	畑	〃		
	農作物	〃		
	畑	〃		
	農業用施設	件		
	共同利用施設	〃		
	営農施設	〃		
土木被害	その他	〃		
	計	〃		
	河川	〃		
	決壊	〃		
	洪水はん濫	〃		
	その他	〃		
	小計	〃		
	道路	〃		
	損壊	〃		
	その他	〃		
林業被害	小計	〃		
	橋梁	〃		
	流出	〃		
	損壊	〃		
	小計	〃		
	崖くずれ	〃		
	計	〃		
	林地	〃		
	治山施設	〃		
	林地	〃		
衛生被害	林産物	〃		
	その他	〃		
	計	〃		
	水道	〃		
	病院	〃		
	公立	〃		
	個人	〃		
計	一般廃棄物処理施設	〃		
	火葬場	〃		
	計	〃		

被害区分		単位	件数	被害金額 (千円)
商業被害	商業	件		
	工業	〃		
	その他	〃		
	計	〃		
	公立文教	〃		
社会教育施設被害	小学校	〃		
	中学校	〃		
	高校	〃		
	その他	〃		
	計	〃		
社会福祉施設被害	公立	〃		
	法人	〃		
	計	〃		
	都市施設	〃		
	私立学校等	〃		
その他	計	〃		
	市職員	〃		
	消防職員	〃		
	消防団員	〃		
	その他	〃		
	計	〃		
	市職員	〃		
	消防職員	〃		
	消防団員	〃		
	その他	〃		

報告書		所属	TEL
担当者			
避難勧告		件数	件
		世帯数	世帯
		人員	人
避難指示		件数	件
		世帯数	世帯
		人員	人
被害総額			千円
応急対策 出動人員延		市職員	名
		消防職員	名
		消防団員	名
		その他	名
摘 要			

- 被害箇所図面を添付すること。
- 被害状況内訳表(様式7)を添付すること。

被害状況内訳表

第 報 / 平成 年 月 日 / 時 分 / 局・区

No.	発生日時 年 月 日 時 分	場 所	被害状況	被害区分	応急対策状況	被害金額 (千円)	備 考
1	年 月 日 時 分						
2	年 月 日 時 分						
3	年 月 日 時 分						
4	年 月 日 時 分						
5	年 月 日 時 分						
6	年 月 日 時 分						
7	年 月 日 時 分						
8	年 月 日 時 分						
9	年 月 日 時 分						
10	年 月 日 時 分						

※ 被害区分欄には、様式6の被害区分を記入すること。

災害時において使用する標識は、標示板・腕章・標旗とする。

1 標示板について

札幌市災害対策本部，各区災害対策本部，札幌市現地災害対策本部，緊急災害対策実施本部を設置したときは，別段の定めがある場合の他，別紙に定める規格の標示板を掲げることとし，必要に応じて標示板に災害名を併記する。

2 腕章について

本部長（市長），副本部長（副市長），その他の職員は，災害時において災害対策活動に従事するときは，別段の定めがある場合の他，別紙に定める規格の腕章を着用する。

3 標識の整備について

標識は，各局（区）等において整備することとし，毎年，破損等の状況を確認して，必要がある場合は適時更新する。

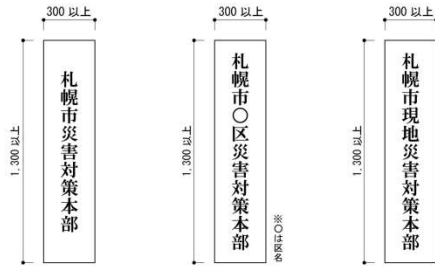
4 標識規格の準用について

雪害などの緊急災害対策実施本部が設置された場合，これに使用する標識については，前各項に定める標識の規格等を準用して整備する。

標識等様式（単位：mm）

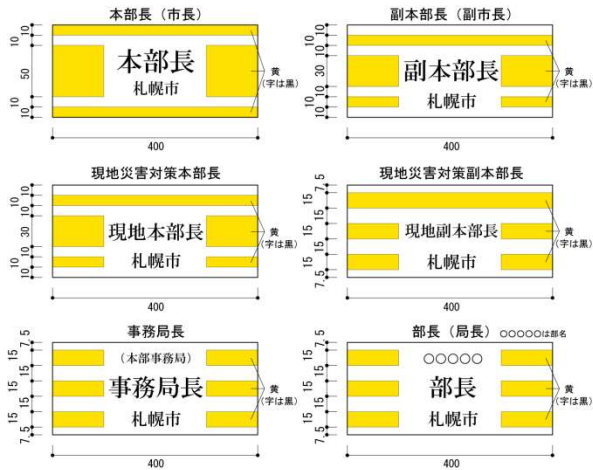
1. 標示版

※地色は白色、文字色は黒色とする。



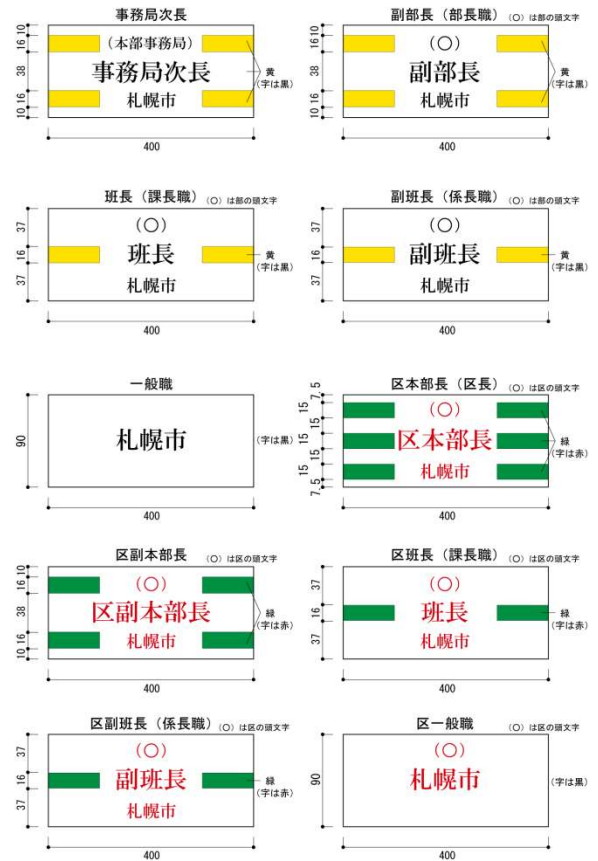
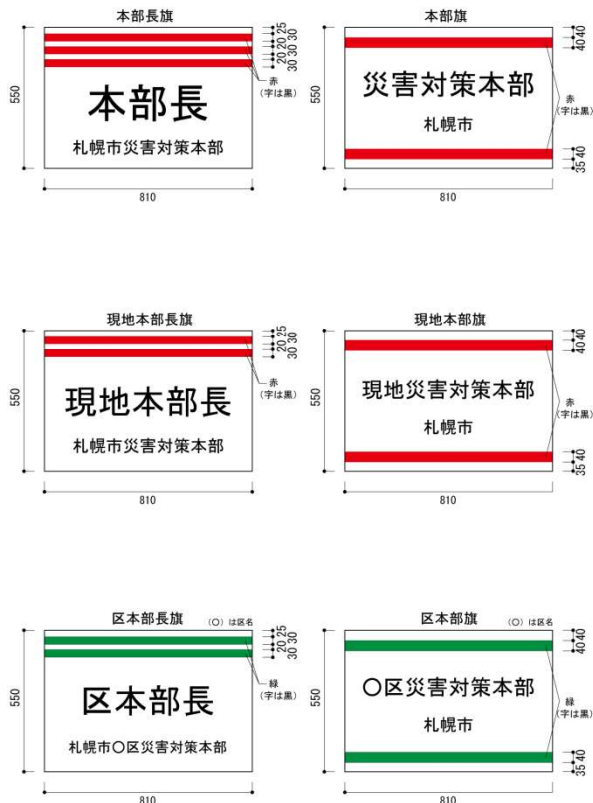
2. 腕章

※地色は白色とする。



3. 標旗

※地色は白色とする。



市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。この場合災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア速報

被害発生後直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

イ中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

別表 1

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報 告 日 時		月 日 時 現在	発 受 信 日 時	月 日 時 分
発 信 機 関 (振興局・市町村名等)			受 信 機 関 (振興局・市町村名等)	
発 信 者 (職・氏名)			受 信 者 (職・氏名)	
発 生 場 所				
発 生 日 時		月 日 時 分	災害の原因	
気 象 等 の 状 況	雨量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風速			
	その他			
ラ イ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道路			
	鉄道			
	電話			
	水道(飲料水)			
	電気			
	その他			
(1)災害対策本部等の設置状況		(名称) _____		
		(設置日時) 月 日 時 分設置		
		(名称) _____		
		(設置日時) 月 日 時 分設置		
(2)災害救助法の適用状況		地区名	被害棟数	り災世帯
		(救助実施内容)		

応急措置の状況	(3)避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		自主避難				
		避難勧告				
		避難指示				
	(4)自衛隊派遣要請の状況					
	(5)その他措置の状況					
	(6)応急対策出動人員	出動人員		主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他(住民等)		名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表 2

被害状況報告（速報 中間 最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在				
災害発生場所										
発信	機関(市町村)名				受信	機関(市町村)名				
	職・氏名					職・氏名				
	発信日時		月 日 時 分			受信日時				
項 目		件数等	被害金額(千円)		項 目		件数等	被害金額(千円)		
① 人的被害	死 者	人			⑤ 土木被害	河 川	箇所			
	行方不明	人				道 工 事	海 岸	箇所		
	重 傷	人					砂防設備	箇所		
	軽 傷	人					地すべり	箇所		
計		人				急傾斜地	箇所			
② 住家被害	全 壊	棟			⑥ 水産被害	道 路	箇所			
		世帯				橋 梁	箇所			
		人				小 計	箇所	0	0	
	半 壊	棟				市町村工事	河 川	箇所		
		世帯					道 路	箇所		
		人					橋 梁	箇所		
	一部破損	棟					小 計	箇所	0	0
		世帯				港 湾	箇所			
	床上浸水	棟				漁 港	箇所			
		世帯				下 水 道	箇所			
		人				公 園	箇所			
	床下浸水	棟				崖くずれ	箇所			
世帯				計	箇所	0	0			
人				漁 船	隻					
計		棟	0		破 損	隻				
		世帯	0		小 計	隻	0	0		
		人	0	0	漁 港 施 設	箇所				
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟		⑦ 林業被害	道 有 林	林 地	箇所		
		その他	棟				治山施設	箇所		
	半壊	公共建物	棟				林 道	箇所		
		その他	棟				林 産 物	箇所		
計	公共建物	棟	0	0			そ の 他	箇所		
	その他	棟	0	0		小 計	箇所	0	0	
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha		一般民有林	林 地	箇所		
			浸冠水	ha			治山施設	箇所		
		畑	流失・埋没等	ha			林 道	箇所		
			浸冠水	ha			林 産 物	箇所		
	農作物	田	ha		そ の 他		箇所			
		畑	ha		小 計		箇所	0	0	
	農業用施設	箇所			計		林 地	箇所		
	共同利用施設	箇所					治山施設	箇所		
	営農施設	箇所					林 道	箇所		
	畜産被害	箇所					林 産 物	箇所		
その他	箇所			そ の 他		箇所				
計			0	0	小 計	箇所	0	0		
			0	0	計	箇所	0	0		

項 目			件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生被害	水 道		箇所		⑪社会教育施設被害		箇所		
	病 院	公 立	箇所		⑫社会福祉施設等被害	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清 掃 施 設	一般廃棄物処理	箇所		計		箇所		
		し尿処理	箇所		⑬その他	鉄道不通	箇所		—
	火 葬 場		箇所			鉄道施設	箇所		
計		箇所		被害船舶(漁船除く)		隻			
⑨ 商工被害	商 業	件		空 港		箇所			
	工 業	件		水 道		戸		—	
	そ の 他	件		電 話		回線		—	
⑩公立文教施設被害	計		件			電 気	戸		—
	小 学 校	箇所		ガ ス		戸		—	
		中 学 校	箇所			ブロック塀等	箇所		—
		高 校	箇所			都市施設	箇所		
		その他文教施設	箇所		計				
計			箇所		被 害 総 額				
公共施設被害市町村数			団体		火災発生	建 物	件		
り災世帯数			世帯			危険物	件		
り災者数			人			その他	件		
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数			人	
災害対策本部の設置状況	道（振興局）								
	市町村名	名 称				設置日時	廃止日時		
災害救助法適用市町村名									
補足資料（※別葉で報告） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

別表 3

被害状況（中間・最終）報告集計表

災害・事故名													
石狩振興局						平成 年 月 日 時現在							
項目				件数等	被害金額(千円)		項目			件数等	被害金額(千円)		
① 人的被害	死 者	人			※個人別の氏名、性別、 年令、原因は、別紙で 整理報告		⑤ 土工 木 被害	道 工 事	河 川	箇所			
	行方不明	人							海 岸	箇所			
	重 傷	人							砂防設備	箇所			
	軽 傷	人							地すべり	箇所			
	計	人							急傾斜地	箇所			
② 住家被害	全 壊	棟				市町村工事		道 路	箇所				
		世帯						橋 梁	箇所				
		人						小 計	箇所				
	半 壊	棟						河 川	箇所				
		世帯						道 路	箇所				
		人					橋 梁	箇所					
	一部破損	棟					小 計	箇所					
		世帯					港 湾	箇所					
		人					漁 港	箇所					
	床上浸水	棟					下 水 道	箇所					
		世帯				公 園	箇所						
		人				崖くずれ	箇所						
	床下浸水	棟											
		世帯				計	箇所						
		人				⑥ 水 船	漁 沈没流出	隻					
		棟					破 損	隻					
	世帯			計			隻						
	人			漁港施設		箇所							
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟		産 被 害	共同利用施設	箇所						
		その他	棟			その他施設	箇所						
	半壊	公共建物	棟			漁具（網）	件						
		その他	棟			水産製品	件						
	計	公共建物	棟			その他	件						
		その他	棟			計							
④ 農業被害	農地	田	流出・埋没	ha		⑦ 林 業 被 害	道 有 林	林 地	箇所				
		冠水		ha				治山施設	箇所				
		畑	流出・埋没	ha				林 道	箇所				
			冠水	ha				林 産 物	箇所				
	農 作 物	田	ha		そ の 他			箇所					
		畑	ha		小 計			箇所					
	農業用施設	箇所			一 般 民 有 林		林 地	箇所					
	共同利用施設	箇所			治山施設		箇所						
	営農施設	箇所			林 道		箇所						
	畜産被害	箇所			林 産 物		箇所						
	その他	箇所			そ の 他		箇所						
					小 計		箇所						
	計				計		箇所						

項 目			件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生被害	水 道	箇所			⑪ 社会教育施設被害	箇所			
	⑨ 病院	公 立	箇所		⑫ 社会福	公 立	箇所		
		個 人	箇所		祉施設等	法 人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		被害	計	箇所		
		し尿処理	箇所						
	火 葬 場	箇所							
	計	箇所							
⑩ 商工被害	商 業	件			⑬ 鉄道不通	箇所		—	
	工 業	件			鉄道施設	箇所			
	そ の 他	件			被害船舶(漁船等)	隻			
	計	件			空 港	箇所			
⑪ 公立文教施設被害	小 学 校	箇所			水 道	戸		—	
	中 学 校	箇所			電 話	回線		—	
	高 校	箇所			電 気	戸		—	
	その他文教施設	箇所			ガ ス	戸		—	
	計	箇所			ブロック塀等	箇所		—	
				被 害 総 額					
公共施設被害市町村数			団体		火災	建 物	件		
り災世帯数			世帯		発生	危 険 物	件		
り災者数			人			そ の 他	件		
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数		人		
災害対策本部の設置状況	道（振興局）								
	市町村名	名 称				設置日時		廃止日時	
災害救助法適用市町村名									
補足資料（※別葉で報告） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

別表 4

被害状況判定基準

被害区分		判定基準
① 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1)当該災害により負傷し死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2)A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3)氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1)取扱等については死者欄の「(2)」「(3)」を参照
	重傷者	災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1)死者欄の「(2)」「(3)」を参照
	軽傷者	災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1)死者欄の「(2)」「(3)」を参照
② 住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1)物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2)商品倉庫等の一部を管理人宿舍として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舍ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3)住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世帯	生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1)同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 (1)被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合20%以上50%未満のもの。 (1)被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1)被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1)被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1)被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。

③ 非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1)公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。 なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2)その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3)土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4)被害額の算出は、住家に準ずる。
	農地	農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1)流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態をいう。 (2)埋没とは粒径 1 mm 以下にあつては 2 cm、粒径 0.25 mm 以下の土砂にあつては 5 cm 以上 流入した状態をいう。 (3)埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4)被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
④ 農業被害	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1)浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24 時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2)倒伏とは、風のため相当期間(24 時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3)被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、蓄舎サイロ、倉庫、尿溜堆肥舎、農業機械類、温室育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、家畜、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第 2 条第 5 項に基づく水域施設、外郭施設、係留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第 3 条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水道。

⑤ 土木被害	公園	都市公園法施行令第２５条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く。)で、都市公園法第２条第１項に規定する都市公園をいう。
⑥ 水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 (１)港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (２)被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社も含む)所有のものをいう。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤の施設道路をいう。
	林産物	製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林、地製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、屎尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
⑨ 商工被害	商業	店舗、商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の建物、原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。)
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者(児)福祉施設等をいう。
⑬その他	鉄道不通	汽車、電車等の運航が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被害船舶(漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空港	空港整備法第２条第１項第３号の規定による空港をいう。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

1 緊急通行車両等の事前届出制度の目的

災害発生時に災害対策基本法（以下「災対法」という。）第76条第1項の規定に基づき、公安委員会が道路の区間、区域を指定して車両の通行を禁止し、又は制限した場合において、本市が所有し使用する車両の通行手続きを具体的に定め、迅速な応急対策の実施を目的とする。

2 緊急通行車両等の定義

緊急通行車両等とは、以下のものである。（災対法施行令第32条の2）

- (1) 道路交通法第39条第1項の緊急自動車（第1項）
- (2) 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（第2項）

3 緊急通行車両等事前届出対象車両

緊急通行車両等の内、事前届出の対象となるのは、緊急自動車以外の災対法施行令第32条の2第2項に定める車両で、災対法第50条第1項に規程する次の(1)～(9)の災害応急対策に関する事項を実施する車両である。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

4 緊急通行車両等の事前届出・確認制度に関する手続き（別表参照）

(1) 事前届出の申請

事前届出の申請に関しては、各局（区）等ごとに申請することとする。

ア 申請者

事前届出の申請者は、緊急通行に関わる業務の実施について責任を有する者（代行者を含む）とし、一般部局については札幌市長、企業部局については各事業管理者とする。

イ 申請先

北海道警察本部を経由し、北海道公安委員会に申請することとなる。

ウ 申請書類

- (ア) 緊急通行車両等事前届出書
- (イ) 緊急通行車両等事前届出一覧表
- (ウ) 自動車車検証の写し

エ その他

- (ア) 緊急通行車両等事前届出一覧表の使用者等は、実際に車両を管理している課（所）の所属長（以下「使用者」という。）とする。
- (イ) その他、詳細は緊急通行車両等事前届出書記載例（別紙1参照）及び緊急通行車両等事前届出一覧表記載例（別紙2参照）のとおり。

(2) 届出済証の交付等

ア 審査

北海道公安委員会は、申請に係る車両が緊急通行車両等に該当するかどうかの審査を行い、審査は、次の要件について行われる。

- (ア) 災対法50条1項に該当するか。
- (イ) 指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関で使用する車両か。

イ 届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証が交付され

る。

届出済証の交付は局（区）等に対して一括して交付される。

ウ 届出済証の保管

届出済証の原本は、局（区）等において保管し、災害に備えることとする。

(3) 緊急通行車両確認証明書（以下「確認証明書」という。）及び標章の交付に関する手続。

ア 確認証明書及び標章の交付の流れ

- (ア) 申請については、届出済証が交付されたことにより確認済みとみなされるため、改めて申請書類を提出する必要はない。
- (イ) 確認証明書及び標章の交付は、局（区）等が道警本部に届出済証原本を直接持参し、即時交付を受ける。
- (ウ) 局（区）等は、速やかに交付を受けた確認証明書及び標章を使用者に対して配布するものとする。
- (エ) 使用者は、確認証明書を当該車両に備え付け、標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示して災害応急対策に従事するものとする。

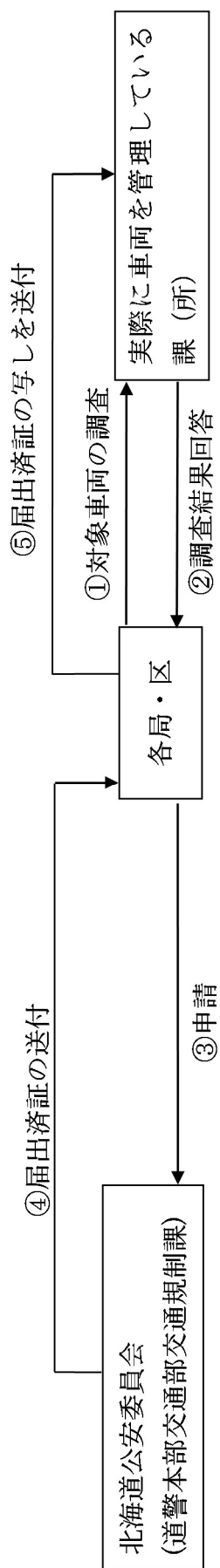
イ 緊急通行車両状況調査

局（区）等は、毎年4月1日現在における本市の緊急通行車両の状況を調査して現状把握に努めるものとし、調査の結果、次の（ア）～（ウ）に該当する車両がある場合は道警本部に届出する。

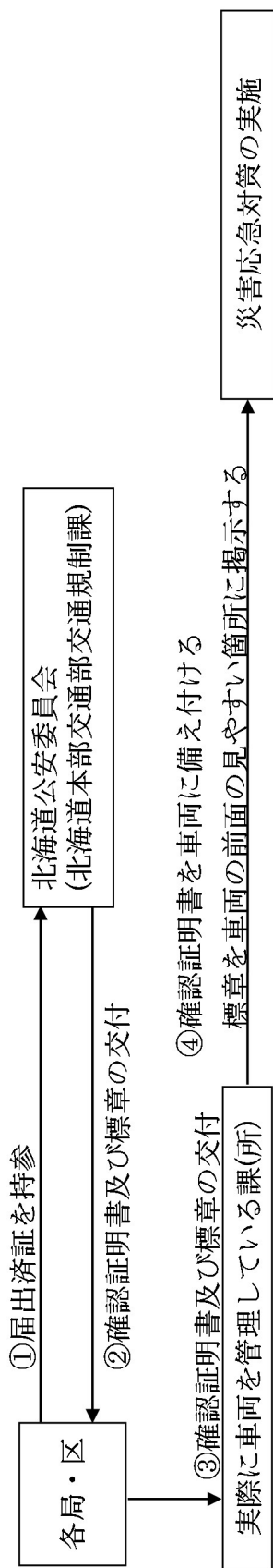
- (ア) 届出済証の再交付が必要となる場合。
 - a 事前届出の内容に変更が生じた場合（申請者住所氏名を除く）
 - b 届出済証を亡失し、汚損し、破損した場合
- (イ) 届出済証を返還しなければならない場合。
 - a 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなった場合
 - b 当該車両が廃車となった場合
 - c その他、緊急通行車両としての必要がなくなった場合
- (ウ) 新規に事前届出をしなければならない場合。
 - a 新たに緊急通行車両として使用される車両がある場合

緊急通行車両届出・確認制度フロー

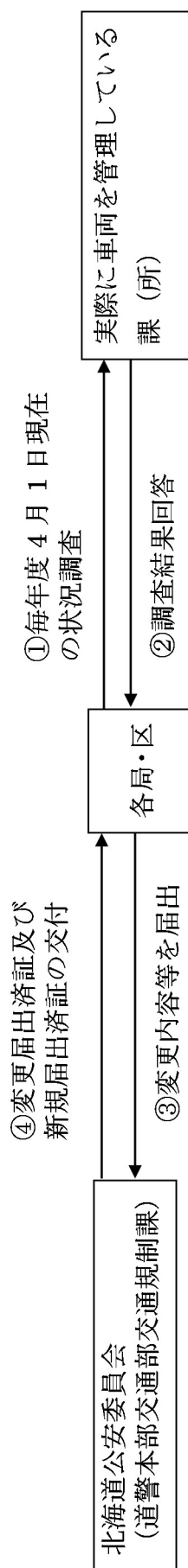
1 事前届出の流れ



2 確認証明書及び交付の流れ



3 緊急車両状況調査の流れ



地震防災		地震防災 応急対策用	
災害		災害	
緊急通行車両等事前届出書		緊急通行車両等事前届出書	
北海道公安委員会 殿		平成 年 月 日	
北海道公安委員会 殿		平成 年 月 日	
(1)申請者住所 (電話)		北海道公安委員会	
(1)氏名		北海道公安委員会	
番号欄に表示されている番号		(2)別添緊急通行車両等事前届出一覧表のとおり	
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		(2)別添緊急通行車両等事前届出一覧表のとおり	
使用者		(3)車検証の記載事項と同じ住所を記載してください () 局 番	
住所		(3)車検証の記載事項と同じ氏名を記載してください	
氏名		(4)記載しないでください	
発地		(5)この届出書は 1 部作成して、当該車両を使用して行なう業務の内容を証明する書類を添付の上、車両の本拠の位置を管轄する警察本部に提出してください。	
出		(備考) (5)この届出書は 1 部作成して、当該車両を使用して行なう業務の内容を証明する書類を添付の上、車両の本拠の位置を管轄する警察本部に提出してください。	

《注意事項》

この届出書は、鑑となりますので局 (区) 等で 1 部作成して、緊急通行車両等事前届出一覧表を添付してください。

- (1) 申請者住所、氏名については、札幌市長又は各事業管理者としてください。
- (2) 記載例のとおり記載願います。
- (3) 記載例のとおり。ただし、対象車両が複数有り、それぞれ使用者住所・氏名が異なる場合は、申請者と同一事項を記載して下さい。
- (4) 記載例のとおり。

「業務内容を証明する書類を添付」とは、緊急通行車両等事前届出一覧表のことです。

緊急車両等事前届出一覧表

	使用者住所	電話番号	使用者役職名	番号標に表示されている番号	車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名） 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
1	例) 札幌市中央区南 3 条西 11 丁目	231-2400	中央区市民部 総務企画課長	札幌 53 ひ 2427	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

《記載上の注意事項》

- 1 使用者住所、電話、使用者役職名欄について、実際に車両を管理している課（所）の所属長について記載してください。なお、個人名は必要ありません。
- 2 番号標に表示されている番号欄については、車検証の記載番号と同じ番号を記載して下さい。
- 3 車両の用途欄については、本文 3 の（１）～（９）に該当する事項を記載して下さい。
- 4 輸送人員、品名については、記載する必要はありません。

13 自衛隊の災害派遣要請

(危機管理局)

(1) 派遣要請様式

平成 年 (札危管第 号
月 日

北海道知事 高橋 はるみ 様
(石狩振興局長 様)

札幌市長 上田 文雄

自衛隊の災害派遣要請の要求について

災害対策基本法第68条の2に基づき、下記のとおり自衛隊の派遣要請を依頼します。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況 (特に災害派遣を必要とする区域の状況を明確にする)

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

4 その他参考となるべき事項

(他の機関及び現地での活動状況)

派遣部隊との連絡窓口

札幌市危機管理対策室 電話 011-211-3062

(2) 撤収要請様式

平成 年 (札危管第 号
月 日

北海道知事 高 橋 はるみ 様
(石狩振興局長 様)

札幌市長 上 田 文 雄

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請の依頼について

先に、平成〇〇年〇月〇日付札危管第〇〇〇号において、災害対策基本法第68条の2
第1項の規定に基づき、自衛隊の災害派遣要請の要求をし、支援を受けておりましたが、
(事由) のため、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収要請日時
平成〇〇年〇月〇日 (時間が明らか場合は記載する)
- 2 派遣要請の要求日時
平成〇〇年〇月〇日〇時〇分
- 3 撤収作業場所
- 4 撤収作業内容
- 5 その他必要となるべき事項
派遣部隊との連絡窓口
札幌市危機管理対策室 電話 011-211-3062